消費者問題を よむ・しる・かんがえる

# 国民生活5

ウェブ版

NO.117 (2022)

# 特集 暗号資産の最新動向

特集1	暗号資産の法的基礎知識	1
特集2	暗号資産に関する消費者トラブル	5
特集3	暗号資産のしくみと相談対応に必要なポイント	8
消費者問題アラカルト	投資信託の動向	12
中古住宅を買うとき売るとき	重要事項説明書(その1)	16
森林が支えてくれる私たちの生活 -SDG s と森林-	森林による生態系サービス②-生息・生育環境サービス-	19
経済を知るためのさまざまな統計データ	経済規模ってどういうもの?	21
海外ニュース	<スイス>冷凍食品より健康的とは限らない生野菜	23
	<イタリア> 野生ハーブの採取は慎重に	
	<アメリカ>テレビや家具の転倒事故から子どもを守る	
	<イギリス>障がい者のネット通販利用の現実	
消費者教育実践事例集	批判的思考力を磨き、社会参加意識を促す 「不当表示広告調査」— 県消費生活課との連携授業 —	25
気になるこの用語	質権と抵当権	27
相談情報ピックアップ-18 歳で成人!	今、若者に伝えたい「美容医療」を受ける前に確認すること	29
暮らしの法律 Q&A	戸建て住宅の建て替え工事が遅延。 損害賠償請求はできる?	30
暮らしの判例	中古マンション売買売主の修補済み雨漏り歴の不告知による 不法行為責任(慰謝料)を肯定した事例	31
誌上法学講座	欠陥と因果関係の立証(1) – 立証負担の軽減 –	35



# 暗号資産の最新動向



特集

# 暗号資産の法的基礎知識

高松 志直 Takamatsu Yukinao 弁護士

伝統的な金融法務のほか、決済等の新たな金融法務、情報法務も取り扱う。暗号資産関連の直近の論文として『金融法務事情』2180号「金融取引とデジタル金融資産の取扱いに関する一考察一金融DXの潮流を踏まえて一」((一社)金融財政事情研究会、2022年)



### 暗号資産の法的な位置づけ

日本においても、実務上の取扱いとして、暗号 資産が国民全般に広く普及するに至っています。 このような状況を踏まえた場合、消費生活相談 の現場においても、暗号資産に関する現状の規 制に至る背景などを把握したうえで対応に臨む ことが重要です。例えば、暗号資産がどのよう な経済的な機能を果たすのか、また、どのよう な点に着目した規制の枠組みとなっているのか などは、相談対応における背景知識としても必 要になるものと思われます。そこで、まずは暗 号資産が現状の規制に至った経緯を概観します。

暗号資産に関しては、ビットコインなどの実際の取引の普及が実務レベルにおいて先行しましたが、実務上は、普及が進んでからしばらくの期間は、法規制が何ら存在しない状況が続いていました。もっとも、ビットコインなどの取引高が急増するにつれて、マネーロンダリング対策や利用者保護などの観点から、暗号資産の規制の必要性が議論されるに至りました。これらの議論を受け、暗号資産は、まず「仮想通貨」として位置づけられ、資金決済法において規制対象とされることになりました。具体的には、「仮想通貨交換業」のライセンスを取得した事業者のみが仮想通貨の取引を実施できるしくみが

整えられ、いわゆる取引所と呼ばれる事業者が 法規制の下で事業を営むかたちとなりました。 これにより、法規制の枠組みの下で一定の利用 者保護が図られる手当てが講じられました。

前述の資金決済法の枠組みの範囲において、 その後も「仮想通貨」の取引は着実に普及してい きました。取引の急増という現象も随時登場す る時代です。そして、このような普及の実態等 を踏まえた場合、実質的には、「仮想通貨」が金 融商品的な機能を発揮しているのではないかと いう点に注目が集まっていきます。そこで、こ れらの実質的な機能に着目し、資金決済法が改 正され、「仮想通貨」を「暗号資産」という呼称に 変更するとともに、金融商品取引法も改正され、 暗号資産に関する証拠金取引などが規制の枠組 みに取り込まれることになりました。これらの 改正により、利用者保護に関する一定の枠組み がさらに整えられたものと一般に評価されてい ます。また、資金決済という側面だけではなく、 金融商品的な機能に着目される流れとなったこ とも注目に値します。

これらの経緯をたどったうえで、現状では、「暗号資産」という呼称が定着しており、その実務も比較的安定的に推移してきています。そのため、2022年の通常国会に提出されている資金決済法等の改正法案においても、従来型の暗

号資産交換業については、大きな制度変更を実施しない想定になっています。なお、ステーブルコインについては改正の動きがありますので、状況について後述します。

### 利用者保護の枠組み

前述してきたような改正の流れを踏まえ、利用者保護の枠組みとしては、例えば、次のようなものが設けられています。

#### ア 暗号資産の流出リスクへの対応

ホットウォレット(オンラインによる取扱いが発生する暗号資産のウォレット、事例として2018年に発生した暗号資産流出事件でねらわれた)で管理していた暗号資産の流出を防ぐことを目的として、現行の資金決済法では、暗号資産交換業者に対し、原則として、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法(オンラインによる取扱いが発生しないコールドウォレットなど)で管理することを義務づけています(資金決済法63条の11第2項、暗号資産交換業者に関する内閣府令27条)。

このような枠組みにより、利用者が預託している暗号資産が流出する事態を可及的に回避する措置が講じられています。実際にも、大規模な流出事故の発生は抑えられてきており、法令による手当てが効果を発揮している事例といえるでしょう。なお、このような措置を講じていることに伴い、迅速な暗号資産の送付などが難しいこともありますので、利用者(相談者)から聞き取る際に背景知識として押さえておくことが有益でしょう。

#### イ 暗号資産交換業者の倒産時の対応

暗号資産交換業者において法的な倒産手続き が開始された場合に関しては、暗号資産交換業 者の倒産時に、預かっていた暗号資産を顧客に 優先的に返還するための規定として、暗号資産 交換業者に対する利用者の暗号資産返還請求権 に関する優先弁済権が認められています(資金 決済法63条の19の2第1項)。

かかるルールにより、暗号資産交換業者の倒

産時においても利用者保護が一定の範囲で図られることになります。暗号資産交換業者の倒産等のケースが相談窓口に寄せられたときも、これらの規定の存在を踏まえた冷静な対応を検討することが重要となります。

#### ウ 証拠金取引への対応

前述した金融商品取引法の改正により、暗号 資産を原資とし、または暗号資産に関する指標を 参照指標とするデリバティブ取引が同法の規制 の対象となりました。具体的には、金融商品取引 法上の「金融商品」の定義に暗号資産が、「金融指 標」の定義に暗号資産の価格または暗号資産の 利率等がそれぞれ含まれることとされています (金融商品取引法2条24項3の2号、25項)。

これにより、暗号資産にかかるデリバティブ取引またはその媒介、取次ぎを業として行うことは、第一種金融商品取引業に該当し、金融商品取引法に基づくライセンス(金融商品取引業の登録)の下で取引が行われることになります。そして、証拠金取引を行う場合、証拠金倍率も一定限度を超えないことが求められます。以上の金融商品取引法の施行から運用が開始されて一定期間が経過していますが、証拠金倍率の規制が安定的に運用されており、過当な取引等は抑止できているため、利用者保護が一定限度で達成されているものと一般に評価されています。

#### エ ICOへの対応

いわゆるICO(Initial Coin Offering)については、従前、詐欺的な事案が多発したことに伴い、金融商品取引法において、同法の適用対象となる「電子記録移転権利」という概念を導入するとともに(同法2条3項柱書)、資金決済法で「暗号資産」の定義から電子記録移転権利を表示するものを除外することとし(同法2条5項ただし書き)、それぞれの法律の適用対象となるトークンの範囲の整理が行われました。これにより、いわゆるICOについては、基本的には、金融商品取引法または資金決済法によるルールの下で実施する枠組みとなっています。

以上のルール整備の結果、ICOのうち、特に、

有価証券的な性質を有するトークンを発行するものは、STO(Security Token Offering)として金融商品取引法に即して普及が進んでいますが、それ以外のICOは基本的には減少する傾向にあります。相談対応としては、このような傾向について把握したうえで、過去に実施されたICOについて引き続き個別に検討していくことが重要と思われます。また、STOについては、一般的な金融商品とほぼ構造は類似し、また金融商品取引法による規制と一般社団法人日本STO協会の自主規制がありますので、相談対応の際には、商品性を把握したうえで契約先事業者や関係者等と確認ややり取りするなどの運用をしていくことが有益と思われます。

## 暗号資産を法定通貨とする 海外の動きなど

#### ア 海外における動向

以上の法改正とは別の実務動向として、海外においては、暗号資産を法定通貨とする動きなどもあります。例えば、2021年には、中米に位置するエルサルバドルにおいて、暗号資産の1つであるビットコインを法定通貨とする試みが行われています。これらの動きは、暗号資産において本来的に期待されていた「決済」などの通貨機能の発揮を担わせるものであり、暗号資産の利用シーンにおける新たな地平を示すものと考えられます。

もっとも、暗号資産の法定通貨化が実施国にどのような影響を及ぼすかについては、依然として未知の部分が多い状況です。例えば、IMF(国際通貨基金)は、法定通貨とする動きに対し、金融の安定性や完全性および消費者保護の観点から大きなリスクがあることを理由として、法定通貨からビットコインを除外する旨の提言を行ったものと報じられています。このような提言は、例

えば、ビットコインの価値が急激に減少する事態などにより、市場や経済が混乱することへの危惧と、消費者が保護されないことへのリスクを想定したものと思われます。実際にこのようなリスクが顕在化するかどうかは、今後の各種動向を注視する必要がありますが、消費者保護という目線が提言に示されていることについては、相談現場との関係で押さえておくべきでしょう。

また、暗号資産をめぐるもう1つの重要な海外動向としては、暗号資産の移転における通知義務(いわゆるトラベルルール)の導入に向けた動きがあります。トラベルルールは、暗号資産を悪用したマネーロンダリング対策として、暗号資産の移転に関する各種の情報を暗号資産交換業者において把握することを求めるものです。現在、日本の業界においてもトラベルルールの対応に向けた取り組みが進められており、今後、業界におけるマネーロンダリング対策のさらなる充実が進むものと予想されます\*1。

#### イ ステーブルコインに関する動向

日本国内においては、価格の安定性を重視して設計されたステーブルコインの普及に向けた各種の検討が進められています。例えば、金融庁が2022年1月に公表した「金融審議会資金決済ワーキング・グループ報告(以下、報告)」\*2において、ステーブルコインの分類についての整理が行われたうえで今後の法規制の枠組みが検討されるなど、今後の普及に向けた枠組みが整備されてきている状況にあります。具体的には、2022年の通常国会において、関連する法令案が提出され、成立した場合ステーブルコインに関する仲介者規制などが導入される見込みです\*3。

ステーブルコインは、例えば、「法定通貨の価値と連動した価格(例:1コイン=1円)で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの(及びこれに準ずるもの)」といったものが想定されてお

<sup>\*1</sup> 一般社団法人日本暗号資産取引業協会[当協会が定める自主規制規則におけるトラベルルール対応についてのお知らせ] (2022年3月1日)https://jvcea.or.jp/news/main-info/20220301-001/

<sup>\*2</sup> 金融庁「金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書の公表について」(2022年1月11日) <a href="https://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kinyu/tosin/20220111.html">https://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kinyu/tosin/20220111.html</a>

<sup>\*3</sup> 金融庁[第208回国会における金融庁関連法律案] https://www.fsa.go.jp/common/diet/208/index.html

り(報告17ページ参照)、ビットコインなどの従来型の暗号資産のような大幅な値動きは想定されないかたちで組成することが理論上可能です。そのため、今後、決済などの通貨的な機能を発揮するものとして消費者においても利用場面が広がる可能性があります。今後の相談対応においても注目しておくべき動きといえるでしょう。

### NFTなどをめぐる実務動向

前項までで説明した海外や法改正をめぐる動 向とは別に、実務レベルにおいては、暗号資産 の周辺をめぐる動きとして、NFTなどの新たな サービスも登場してきています。NFTは、一般 に、「Non-Fungible Token」の略称とされてお り、「非代替的な価値を表章するトークン」を総 称するものです。例えば、服飾品や美術作品な どのうち、希少性の高い物をデジタル上の財産 的な価値として保有するような場面でNFTが 用いられることがあります。具体的には、特定 の物理的な財産に関し、その財産の帰属などを 示す記録をブロックチェーン等において電子的 に記録することで、「特定の人が特定の財産を 保有している(この保有をNFTというトークン によって対外的に示します)」という状況を作り 出すことができます。

ブロックチェーン等のNFTに用いられる技術は、その技術の性質上、記録の改ざんなどが困難と解されていますので、記録の対象となる財産の真正性などをうまく確保することも一般的には可能といわれています。また、物理的な財産以外にも、映像コンテンツの一場面を切り取って独自のトークンとして利用者に帰属させるような利用方法も可能です。例えば、スポーツの中継動画のうちの1つの場面を切り取ってトークン化することで、「将来において、特定の利用者のみがその場面を保有や閲覧することができる」という機能を付与することもできます。今後、NFTの売買や交換などを実施するマー

ケットプレイスなどのサービスが増加し、消費者による売買や交換などのケースも増加するものと思われます。特に、消費者同士の売買や交換などにおいては、さまざまなトラブルの発生も予想されますので、個別相談においては一定の注意が必要となるでしょう。

NFTの枠組みについては、黎明期にあり、法的な枠組みや解釈論についても、普及に伴って徐々に検討が進められている状況にあります。ある意味では、ビットコインが「仮想通貨」として普及していったプロセスに類似する側面もあるものと思われます。このような位置づけを考慮した場合、NFTは、バーチャル空間でのウェブサービスの進展とも相関して、社会的には有益な価値を有するものとしてさらに普及が進む可能性があります。相談対応では、NFTという一般的な名称に過度にとらわれることなく、「消費者が何を購入したのか」「消費者がどのような利用規約等を確認したのか」などの地に足の着いた検討を行うことが有益といえるでしょう。

なお、NFTについては、「現在、暗号資産交換業者においては、NFT関連事業やIEOなど、従来の暗号資産交換業に含まれないものも含めた新たな業務が開始・検討されているため、イノベーションの促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、モニタリングしていくべき範囲や深度、着眼点を検討する」との考え方が金融行政において示されており\*4、今後の規制動向にも注目が必要となります。

### おわりに

前述のように、暗号資産をめぐっては、日本の法的な枠組みだけではなく、海外動向や実務動向を踏まえた検討を行うことが重要となります。今後は、NFTをめぐる相談が寄せられることも想定されますので、この点も含めた幅広い目配りを行っておくことが有益でしょう。

<sup>\*4</sup> 金融庁[2021事務年度金融行政方針について] (2021年8月31日) <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r3/20210831/20210831.html">https://www.fsa.go.jp/news/r3/20210831/20210831.html</a> 補足資料33ページ参照

# 特集

# 暗号資産に関する消費者トラブル

国民生活センター相談情報部

暗号資産(仮想通貨)に関しては、2017年が「仮想通貨元年」ともいわれ、その存在が多くの人に知られるところとなりました。注目を集めたことに伴い消費生活相談も急増し、国民生活センターでは2018年4月に注意喚起を実施しました。当時寄せられた相談は、話題性に便乗した詐欺的トラブルや資金決済法に基づく登録暗号資産交換業者の消費者対応に関するトラブルが主なものでした。最近では「SNSやマッチングアプリで知り合った人に勧誘されて海外の暗号資産交換業者へ送金をしたが、出金できなくなった」といった、海外の無登録暗号資産交換業者へ送金をしたが、出金できなくなった」といった、海外の無登録暗号資産交換業者へ送金してトラブルになったという相談が目立ってきたことから2021年6月に改めて注意喚起を実施しました。

暗号資産はインターネットを通して電子的に 取引されるデータであり、日本円やドルのよう に、国がその価値を保証している「法定通貨」で はありません。そのため、さまざまな要因によって価格が変動することがあり、価格が急落して 損をする可能性があります。

### 相談は増加傾向

PIO-NET\*1によると、暗号資産に関する消費生活相談\*2は、近年、年間3,000件前後で推移しており、多くの相談が寄せられています(図1)。40~70歳代の中高年層が契約当事者である相談が多くみられる一方、最近では20~30歳代の若者が契約当事者である相談の割合も増加傾向にあります(図2)。

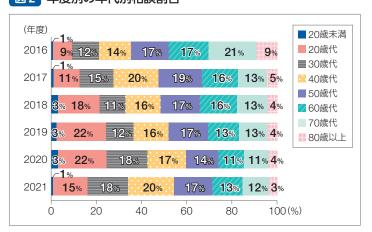
### 相談事例と特徴

相談事例では、①SNSやマッチングアプリで知り合った相手からの誘いがきっかけとなるトラブル②友人・知人からの誘いがきっかけとなるトラブルがみられます。

#### 図1 年度別の相談件数



#### 図2 年度別の年代別相談割合



- \*1 PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本稿のデータはいずれも2022年2月28日までのPIO-NET登録分
- \*2 「暗号資産」(「仮想通貨」または「暗号通貨」または「価値記録」を含む) に関する相談を集計したものであり、オンラインゲームのアイテム購入等に使われるゲーム内通貨(電子マネー) などに関するものは対象外としている。2021年度に行った改訂により、2020年度以前と2021年度以降での時系列の比較はできない

# 特集 暗号資産の最新動向 特集 2 暗号資産に関する消費者トラブル

① SNSやマッチングアプリで知り合った相 手からの誘いがきっかけとなるトラブル

事例 すった人に誘われてセミナーに参加した。「日本円を暗号資産に替えて海外事業者の専用口座に入金すると高い利息が付く」と説明され、40万円を暗号資産に替えて専用口座に送金した。しかし、後日出金しようとしたらできなかった。約束どおり利息を付けて返金してほしい。(契約当事者:20歳代 女性)

事例 マッチングアプリで知り合った金融 アナリストを名乗る人物から、暗号資産でもうけてみないかと誘われた。私の代わりに暗号資産を購入してくれると言い、相手から教えられた個人名の銀行口座に約150万円を振り込んだ。その後、海外にある暗号資産取引所のサイトを紹介され、購入した暗号資産の残高が確認できると言われた。順調に利益が出て残高が増えたので出金手続きをしようとしたら、いきなりサイトが見られなくなってしまった。お金を取り戻したいがどうしたらよいか。

(契約当事者:30歳代 女性)

事例 息子が私に、手数料を支払うため30 万円が必要なので借りたいと言ってきた。詳しく話を聞いたところ、マッチングアプリで知り合った人の知人が、暗号資産の投資をしてもうかっているとの話を聞き、勧められた海外のサイトで当初10万円を暗号資産で投資したら、約300万円になっているという。残高を引き出すために、引き出し額の1割を手数料として入金する必要があると言われたようだ。だまされているのではないか。(契約当事者:30歳代 男性)

#### 特徴

振り込んだお金や利益が出金できないもうかると勧誘されて暗号資産の投資をした

ものの、投資先のウェブサイトが閉鎖されて、 アクセスができなくなって出金ができない、出 金するために必要だとして税金や手数料などの 名目で請求されるが、請求どおり支払っても結 局出金できない。

#### ●送金先が個人口座の場合がある

暗号資産で送付するように指示されるほか、 現金で個人名義の銀行口座に振り込むよう指示 される場合もあり、実際に投資が行われている のか疑わしいケースがある。

#### ●本人確認が難しく、突然音信不通になる

SNSやマッチングアプリのみでやり取りしている場合、相手の本人確認が難しく、実在する人物かどうか判断できないことに加え、やり取りがオンラインに限られているため、何らかのトラブルにあった途端、相手と音信不通になってしまうこともある。

② 友人・知人からの誘いがきっかけとなる トラブル

事例 大学の先輩から、いい話があるとセミナーに誘われた。「海外の事業者に暗号資産で投資をするとAIが自動運用し、月々10万円の配当がある。人に紹介するとさらにお金が入る」と説明を受けた。先輩に約50万円を預けるよう言われ、「お金が無い」と言ったら「学生ローンを組めばよい」とローン会社に連れて行かれた。その後、さらに100万円を借りて投資したがまったく配当は入らず、「現在出金手続きを停止している」という連絡がきた。投資したお金は3万円ほどになってしまい、説明と違

(契約当事者:20歳代 女性)

#### 特徴

●投資の実態が不明で、トレンドを勧誘文句に 勧誘を受けた暗号資産やそれに関連づけた投 資が実際に存在するかどうか明らかではないも のや、高配当を生み出すしくみが不明確なもの

がみられ、勧誘の際に「AI(人工知能)」「暗号資産

うので返金してほしい。

のマイニング」などという話題性のあるキー ワードが使われている。

#### 借金するように指示して契約させる

「お金が無い」と断ると、借金してもすぐに返済できるなどと言って、消費者金融や学生ローン等での借り方の指南をしたうえで、借金させて契約させることもある。

# トラブルにあわないために

暗号資産に関するトラブルにあわないために、 次のような点に注意しましょう。

#### 確実にもうかる話はありません!

たとえ友人・知人や先輩から「必ずもうかる」 などと勧誘されても、安易に投資せず、慎重に 判断するようにしましょう。

#### SNSやマッチングアプリ等で出会った相手 の指示で投資はしない

自分で判断できない内容の投資を面識の無い相手の指示に従って投資することは大変リスクの高い行為です。SNSやマッチングアプリ等で知り合う相手の中には、暗号資産の詐欺的な投資サイトに誘導することを目的としている人物がいる可能性があります。自身の投資の成功体験を語り、「もうかる」などと言って紹介された場合は疑ってください。事例の中には、投資サイト等で少額から投資させて、そのサイト上で利益が出ているようすを見せ、なかには実際に消費者の口座に振り込み、すっかり信用させたうえでより多くの金額を投資するよう誘導するケースがみられます。しかし、結果として元金も含めて出金できなくなります。

このようなケースでは、ウェブサイト上のデータでは利益が出ているように見えても、サイト自体が架空であると考えられ、被害の回復は困難です。面識の無い相手の誘いには安易に

応じないようにしましょう。

# 暗号資産の投資の実態や内容が理解できない、不安がある場合は取引をしない

暗号資産そのものや暗号資産に関連づけた投資は、消費者が実態を確認することが難しいことに加えて、勧誘を受けた暗号資産が適切に取引されているかどうか判断することや、暗号資産に関連づけた投資が高配当を生み出すしくみについて調べることは非常に困難です。

また、暗号資産が、詐欺的な投資案件の勧誘に利用されているだけの可能性もあります。知人や友人からの誘いであっても、投資の実態や内容が分からない、不安があるといった場合には取引をしないでください。

#### ● 暗号資産交換業の登録業者か確認する

暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です\*3。暗号資産の取引を行う場合には、暗号資産交換業の登録業者であるかを金融庁のウェブサイト\*4で必ず確認してください。

#### ●暗号資産の価格変動リスクを理解する

暗号資産はさまざまな要因によって価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。

暗号資産には、価格変動等の投資リスクが伴うことを十分に理解したうえで取引をするようにしましょう $^{*5}$ 。

#### 困った場合にはすぐに相談

暗号資産に関する取引を持ち掛けられた場合には、取引の前に最寄りの消費生活センター等(消費者ホットライン「188(いやや!)」番)に相談してください。

<sup>\*3</sup> 海外に拠点を置く暗号資産交換業者であっても、日本国内で暗号資産交換業を行う場合や暗号資産交換業に係(かか)る取引の勧誘を行う場合には、資金決済法の規定に基づき暗号資産交換業者として登録が必要

<sup>\*4</sup> 金融庁[暗号資産交換業者登録一覧] <a href="https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo/kasoutuka.pdf">https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo/kasoutuka.pdf</a>。 また、無登録で暗号資産交換業を行っているとして、金融庁(財務局)が警告書の発出を行った者の名称等も公表している。 「無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について」 <a href="https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\_currency/kasoutsuka\_mutouroku.pdf">https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\_currency/kasoutsuka\_mutouroku.pdf</a>

<sup>\*5</sup> 金融庁・消費者庁・警察庁では、暗号資産に関するトラブルについて注意喚起を行っている。 「暗号資産に関するトラブルにご注意ください!」 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r2/virtual\_currency/20210407\_pdf1.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/r2/virtual\_currency/20210407\_pdf1.pdf</a>

# 

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表

明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数



暗号資産に関する相談対応をする際には、その用語やしくみなどについて、理解を深めておくことは大切です。まず、用語について、次にしくみについて確認し、相談を受ける際、啓発する際のポイントを整理しましょう。

### 用語について 暗号資産と仮想通貨

「暗号資産」は日本国内では資金決済に関する法律(以下、資金決済法)に定義される用語で、暗号技術を用いた電子的価値(トークン)の中で、ビットコインなどの通貨建て価値の裏づけが無い方式を示します。資金決済法は当初これを「仮想通貨」と定義していましたが、2019年の改正で「暗号資産」に置き換えられました。暗号資産は通貨建ての価値の裏づけがある方式を除外するため、暗号資産に当てはまらないトークンを広義で「仮想通貨」と呼んで区別しています。

仮想通貨に共通する特徴は、「マイニング」と

いう独特な発行と「ブロックチェーン」と呼ばれるデータ構造を用いて管理することです。その特徴を前提に、ビットコインのようにトークンの価値が保全されることなく相場で変動するものが暗号資産です。それに対し広義の仮想通貨は、トークン発行をマイニングによらず発行者が集中して行い、通貨建て裏づけなど価値の変動を一定範囲に抑えた「ステーブルコイン」、中央銀行(日本の場合は日本銀行)や金融当局が法定通貨としてトークンを発行する「法定デジタル通貨(CBDC:Central Bank Digital Currency)」などが含まれます(図)。

### 仮想通貨(暗号資産)の 発行管理

暗号資産の代表銘柄でもあるビットコインは、マイニングと呼ばれる方法でトークンが発行され、トークンはブロックチェーンで管理されます。多くの仮想通貨(暗号資産)がこの方式

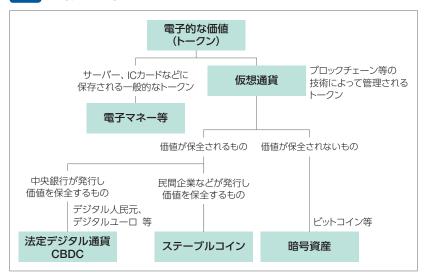
を採用しています。マイニングと ブロックチェーンを理解するうえ で重要なメリットを説明しておき ます。

#### 〈マイニングのメリット〉

発行量が一定に抑制され、何者 かが不正に発行することが不可能 なしくみであること。

〈ブロックチェーンのメリット〉 不正にデータを改ざんすることが不可能であること。それに加えて実際にはブロックチェーンを複数のコンピューターで分散管理し

#### 図 暗号資産の分類の整理



ていることから、特定のコンピューターが故障 してもほかが補ってデータが失われないことも 大きなメリットです。

#### ICOとは

ICO(Initial Coin Offering)とは、企業が事業 資金を得るための手法の1つで、株式の代わりに 暗号資産を発行し、投資家に購入してもらうこと で資金を得ます。株式会社が上場前に株式を販 売して資金を得るIPO(Initial Public Offering) の暗号資産バージョンともいえます。IPOは通常 証券会社が仲介しますが、ICOには特に決まっ た仲介業者が無く、ICOを行う事業者自ら販売 することが多いようです。

企業が株式を販売するIPOでは、投資家は上場後に証券会社を通して株式を売却して利益(損益)を確定します。それに対し、ICOで発行された暗号資産を入手した投資家は、暗号資産交換業者を通して暗号資産を売却し、通貨建て資産に戻すことで利益(損益)を確定します。つまり、ICOにより発行される暗号資産は、必ず暗号資産交換業者によって取り扱われる必要があります。ICOを行う事業者は次のいずれかの方法によって発行した暗号資産が売却できる体制を整えなければいけません。

- ①暗号資産を発行した事業者自ら暗号資産交換 業として金融庁の登録を受け、暗号資産の売 買の場を提供する
- ②既存の登録済み暗号資産交換業者に発行した 暗号資産の銘柄を取り扱ってもらうことで、 投資家が暗号資産の売却や取引を可能にする このどちらの対応も行わない事業者による ICOは適正とはいえず、詐欺の可能性も指摘 されます。

### 暗号資産取引の流れと 注意事項

暗号資産取引の手順と注意事項を説明します。 便宜上、日本国内で円建ての取引を行う前提と します。 〈暗号資産を取り扱う主な手順〉

#### 1. 事前準備

暗号資産交換業者の選択と、アカウント登録 (本人確認も含む)

注意:必ず日本国内で登録済みの事業者を選 択すること

#### 2. 暗号資産の購入

- a) 利用者のアカウントに取引銀行口座を登録 する
- b) 事前登録した銀行口座から暗号資産交換業者が指定する銀行口座に対して暗号資産購入資金を振り込む
- c) 振り込んだ資金を用いて、販売所で購入、 または取引所で買い注文を出して注文成立 を待つ
- d) 自身のアカウントの取引履歴から注文の成立を確認する

#### 3. 暗号資産の売却

- a) 販売所で売却、または取引所で売り注文を 出し注文成立を待つ
- b) 売却により自身のアカウントの日本円資産 残高が増えていることを確認する

#### 4. 現金化

アカウントの日本円資産残高を銀行口座に払い出す

〈暗号資産を保有・管理する際の留意点〉

#### 1. ウォレット管理

暗号資産交換業者で暗号資産を管理する場合には、①アドレス ②秘密鍵と公開鍵、と呼ばれる基本情報がアカウントに割り当てられます。

#### ①アドレス

暗号資産を受け取る際に必要なID

#### ②秘密鍵と公開鍵

暗号資産の受け取り、送付の際の暗号化に必要なデータで、秘密鍵と公開鍵は必ず一対(鍵ペア)で発行される。特に、秘密鍵が外部に漏れると利用者が保有する暗号資産が他人に盗まれる可能性があるため、暗号資産交換業者には厳重管理が義務づけられる

暗号資産の取引を行うに当たり、鍵ペアを含

む基本情報をどう管理しているかがとても重要 です。利用者が暗号資産交換業者にログインし 取引を行う場合には、取引のために鍵ペアが必 要なことから基本情報はインターネットに接続 された領域に置かれます。この状態を「ホット ウォレット」といいます。しかし、ホットウォ レット状態ではサイバー攻撃を受けた場合など に秘密鍵が外部に漏れてしまうリスクがありま す。そこで、利用者が一定時間取引しない場合 やログアウトした場合に、暗号資産交換業者は 鍵ペアを含む基本情報をインターネットから遮 断された領域に退避させます。インターネット から遮断された領域に退避した状態を「コール ドウォレット」といいます。コールドウォレット の場合にはサイバー攻撃を受けても秘密鍵が漏 れることはありません。金融庁は登録済みの暗 号資産交換業者に対しコールドウォレットの対 応を義務づけています。

#### 2. カストディ業者

暗号資産交換業者は、暗号資産の売買、取引、それに伴う利用者の資産管理を行いますが、これに対して保有する暗号資産の管理、他人からの暗号資産の受け取り、移転(送付、他人への譲渡)に機能を限定したアプリを提供(運営)する事業者を「カストディ業者」と呼びます。カストディ業者には海外事業者が多いという特徴もあります。アプリは仮想通貨ウォレットなどとも呼ばれ、誰もがスマホにアプリをダウンロードして利用することができます。

カストディ業者のアプリでは日本円などの通 貨建てで暗号資産の取引や売買を行えません。 用途は暗号資産の受け取り、送付、保有(管理) に限定されますが、海外のカストディ業者は利 用者の本人確認が甘いところがあり、暗号資産 によるマネーロンダリングの中継ポイントにも なっているという課題も指摘されています。

# 消費者トラブルと対応のポイント

トラブルのパターンは多様化していますが、 消費者をだまして暗号資産の購入資金を盗み取 る事例が多いようです。資金は現金で払わせる場合と、指定された銀行口座に振り込ませる場合があります。なお、暗号資産の購入資金をだまし取られた場合、資金を取り戻すことは極めて困難であることもよく理解しておくべきです。

以下、代表的なケース別に相談対応のポイントを説明します。

#### 〈ケース1:現金を渡した場合〉

そもそも、暗号資産は現金で直接購入できません。このような事例では、渡した現金で本当に暗号資産が購入されたかどうかも疑わしいです。

誰にどうやって払ったのかを明確に聞き取り、 警察にも相談してください。

〈ケース2:暗号資産交換業者の銀行口座に 支払った場合〉

指定された銀行口座が暗号資産交換業者のものか、特定個人のものかを確認しましょう。暗 号資産交換業者の口座だった場合の確認事項は次のとおりです。

# ・暗号資産交換業者に相談者のアカウントがある場合

相談者のアカウントに入金した日本円が反映されているかどうかを確認してください。反映されていない場合はだまされて他人のアカウントに入金した可能性が考えられます。そのような場合には速やかに暗号資産交換業者に対処が可能か相談し、同時に警察にも相談してください。

#### ・暗号資産交換業者に相談者のアカウントが無 い場合

だまされて他人の暗号資産交換業のアカウントに入金させられたということです。この場合、問題の振込先となった暗号資産交換業者にだまされて振り込んだことを連絡し、何らかの対処が可能かを相談してみてください。同時に警察にも相談してください。

#### 〈ケース3:個人の口座に入金させられた場合〉

当該口座の銀行への連絡と警察への相談が必要です。通知を受けた銀行が必ず対応する確証はありませんが、当該口座が既に別の事件でも使われていたり、名義貸しが疑われる場合などは

何らかの対応がなされる可能性があります。 〈**ケース4:送金や取引に関するトラブル**〉

送金や取引に関するトラブルの相談もあるようです。例えば、暗号資産を送ったが受け手に届かない、逆に送ってもらった暗号資産が自分に届かないという例もあります。そのような場合は、アカウントに残る取引履歴で送付、受け取りが実際に行われたどうかを確認します。送付したにもかかわらず相手に届かない場合、送付の際に指定したアドレス情報が間違っている可能性があります。

送付したつもりでも取引履歴に記録が無い場合は、インターネット接続トラブルなどにより送付処理が中断した可能性もあります。

〈ケース5:暗号資産の流出事故の被害にあった〉 万一、保有する暗号資産が流出してしまった

場合、利用者本人が2段階認証を設定するなど 適正にアカウントを管理していることが認定されれば被害の一部が補償されることがあります。なお、補償を行っていない事業者もあり、 補償のしくみがあっても免責や補償の上限があるので確認する必要があります。

## 消費者への注意・啓発事項

最後に、暗号資産の取引を行うために必要な 注意・啓発すべき事項を示します。

#### 1. すべてインターネット取引であること

暗号資産交換業を使った取引ではアカウントのID、パスワード管理はもちろん、2段階認証の設定も必須です。暗号資産を購入する資金はインターネットバンキングで銀行と接続して行いますので、インターネットバンキングの利用も条件の1つです。

アカウント管理能力こそ暗号資産を扱うための基本的な条件といっても過言ではありません。フィッシング詐欺もよく説明し、不用意にID、パスワードを入力しないよう啓発してください。

# 2. 必ず登録済みの暗号資産交換業者を利用すること

これから暗号資産を扱う人は、必ず国内で登

録済みの暗号資産交換業者のサービスを利用しましょう。消費者啓発の際には必ず登録済みの暗号資産交換業者の一覧(金融庁のウェブサイトに掲載)を示しましょう。

### 3. 日本語でも海外事業者という場合が多い ので注意

海外の暗号資産交換業者やカストディ業者も 数多く存在し、またその多くが日本語で利用で きるようになっています。海外事業者の場合、 トラブルの際のメール対応が日本語でない、事 故の場合の補償も疑わしく、海外事業者のアカ ウントで受け取った暗号資産を日本円で売却で きないこともあり得ます。このような制限を承 知のうえで利用する人もいるかもしれません が、できる限り先述の国内の登録業者の利用を 推奨してください。

# 4. カストディ業者は暗号資産の管理・移転のみ

スマホアプリなどで手軽に利用できるカストディ業者によるサービスは、暗号資産の受け取りや送付はできますが、売却して日本円にすることができません。カストディ業者のアプリで管理する暗号資産を売却する場合は、国内の暗号資産交換業者のアカウントにその暗号資産を移転(送付)したうえで売却する必要があります。

#### 5. 暗号資産の相場の考え方

ビットコインなどの代表的な銘柄は、相場が 短期間に大きく変動することでもよく知られて います。暗号資産は株やFXに比べ値動きが激し く、一瞬で多額の利益を得ることもあれば、一 瞬で失うこともあります。投資的な要素よりも 投機的傾向が強いことが暗号資産の特徴です。

# 6. 暗号資産取引は株式と FX を正しく理解した後で

暗号資産の相場の読み方は難しく、株式やFXとは違った要素があります。そもそも投資の概念を株取引やFXを通じてよく理解したうえで、暗号資産を扱うことが強く望まれます。

# 消費者問題アラカルト

# 投資信託の動向

永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人金融審議会委員や国民生活センター ADR特別委員を務めた後、消費者庁消費者教育推進会議委員、金融審議会市場WG委員、金融広報中央委員会・金融経済教育推進会議委員などを務める。(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

国民の資産形成や投資への関心の高まりを背景に、投資信託(投信)への投資を考える人が増えています。国民の長期・分散・積み立て投資を促すねらいからスタートした「つみたてNISA」は、一定の基準を満たした投資信託を対象\*1とした少額投資非課税制度ですが、40歳代以下の世代の買い付けが7割を超えるなど、これまでとは異なる変化がみえ始めています\*2。本稿では、投資信託市場の近況とともに、最近の金融行政における取り組みを紹介します。

# ■■ 投資信託市場の近況

#### (1) 2021 年末は過去最高の純資産残高

わが国の投資信託\*3は、2021年末の純資産 残高が前年末に比べて17.2兆円増の87.6兆円 となり、残高だけでなく年間増加額においても 過去最高を記録しました(表1)。

販売額を意味する設定額は、営業現場での「顧客本位の業務運営に関する原則」(後述)の徹底の影響を受けて落ち込んだ時期もありましたが、2021年は毎月分配型ファンド全盛期(2013年~15年)に迫る32兆円となっています。

#### (2) 「顧客本位」は徐々に浸透?

投資信託は、国民の資産形成を担う金融商品 として期待されながらも、2010年代にはノック イン投信や高額な分配金を払い出す毎月分配型 投信、手数料稼ぎが疑われる乗り換え・次々販 売などの問題が顕在化したことは記憶に新しいところです。こうした事態に対して、金融庁は2017年に「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年改定)を公表、現在、投資信託の供給にかかわるすべての金融事業者(販売会社である銀行や証券会社、投資信託の設定・運用を行う投信会社等)がこの原則の具体的な取り組みをめぐって競い合っている状況にあります。

表1の過去20年間の投資信託の資産増減推移 から「顧客本位の業務運営に関する原則」の進捗 状況に関して次の3点に注目したいと思います。

第一に、販売額の伸びに比べて解約額が抑えられる傾向にあります。金融庁が厳しく指摘していた、投資信託の乗り換え営業は収まってきていると推察されます。

第二に、純資産残高に対する収益分配金額の 比率が11%(2011年)から3%にまで低下してき ています。2010年代に入り、運用成績に関係な く高額な分配金を払い出す毎月分配型投信が高 齢者に対して大量に販売されて社会問題化しま したが、金融庁からの指導もあり、投資信託市 場の主流商品は確実に、運用益を払い出さずに 再投資を行う本来のタイプに回帰していること が、こうした数字の変化から見て取れます。

第三に、前出の「顧客本位の業務運営に関する原則」を取りまとめた金融審議会・市場ワーキンググループ(2016年開催)では、次々と投資信託

<sup>\*1</sup> 対象となるのは、①低コスト(購入時手数料が無く、信託報酬が一定水準以下) ②信託期間が無期限もしくは20年以上 ③原則、5年以上の運用履歴があるなどの要件をクリアした投資信託(2022年2月末現在で208本)に限られている

<sup>\*2</sup> 金融庁「NISA・ジュニア NISA □座の利用状況に関する調査結果の公表について」 <a href="https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20211224.html">https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20211224.html</a>

<sup>\*3</sup> 公募株式投資信託(ETFを除く)。ETF(上場投資信託)を除く理由は、その残高(2021年末62.4兆円)の大半は日本銀行や金融機関が自己投資として保有しており、個人の保有分は2%であるため

## アラカルト

#### 表1 公募株式投資信託(除ETF)の資産増減状況

(单位:百万円、%、本)

項目年末	設定額(A)	解約額(B)	償還額(C)	資金増減額 (D)=(A)- (B)-(C)	収益 分配額 (E)	運用増減額 (F)	純資産 増減額 (D)-(E)+(F)	純資産総額 (G)	収益 分配率 (E)/(G)	ファンド 数
2002年	6,196,965	4,115,988	230,637	1,850,340	170,149	<b>▲</b> 1,832,718	<b>▲</b> 152,527	13,863,144	1%	2,333
2003年	8,581,563	5,330,643	451,416	2,799,504	319,416	2,034,058	4,514,146	18,377,290	2%	2,321
2004年	11,758,985	5,884,896	806,936	5,067,153	573,379	1,451,170	5,944,944	24,322,234	2%	2,293
2005年	19,235,221	9,736,546	1,299,467	8,199,208	1,223,077	5,826,929	12,803,060	37,125,294	3%	2,395
2006年	25,913,790	11,687,989	1,630,196	12,595,605	2,318,506	4,138,694	14,415,793	51,541,087	4%	2,520
2007年	30,644,829	15,133,854	1,176,356	14,334,619	4,084,371	1,114,384	11,364,632	62,905,719	6%	2,773
2008年	13,040,597	10,864,181	173,208	2,003,208	2,683,349	<b>2</b> 3,907,955	<b>4</b> 24,588,096	38,317,623	7%	3,071
2009年	16,839,275	13,070,535	161,053	3,607,687	2,554,062	8,581,700	9,635,325	47,952,948	5%	3,396
2010年	22,207,608	16,199,571	374,745	5,633,292	3,630,856	<b>▲</b> 101,276	1,901,161	49,854,109	7%	3,639
2011年	22,115,494	18,962,082	371,086	2,782,325	4,815,467	<b>▲</b> 3,787,580	<b>▲</b> 5,820,721	44,033,388	11%	3,922
2012年	22,179,503	21,493,640	311,341	374,522	4,715,709	9,007,094	4,665,906	48,699,294	10%	4,105
2013年	36,172,389	32,405,453	506,889	3,260,047	4,892,466	9,869,789	8,237,369	56,936,664	9%	4,646
2014年	31,982,398	26,224,234	324,908	5,433,256	5,507,422	9,616,738	9,542,572	66,479,235	8%	5,119
2015年	33,488,827	24,652,004	387,576	8,449,247	6,233,500	<b>▲</b> 3,122,240	<b>4</b> 906,493	65,572,743	10%	5,539
2016年	20,806,243	19,231,728	362,222	1,212,292	5,062,928	953,233	<b>2</b> ,897,403	62,675,340	8%	5,784
2017年	27,582,765	24,895,693	516,455	2,170,617	4,417,798	6,209,868	3,962,688	66,638,028	7%	5,852
2018年	23,244,281	19,056,567	456,022	3,731,691	3,320,368	<b>▲</b> 7,061,297	<b>▲</b> 6,649,974	59,988,054	6%	5,823
2019年	18,849,666	19,104,992	242,339	<b>497,666</b>	2,420,552	9,492,688	6,574,470	66,562,524	4%	5,760
2020年	23,330,101	21,107,419	319,537	1,903,146	2,422,806	4,311,007	3,791,348	70,353,872	3%	5,623
2021年	32,190,541	22,747,329	280,457	9,162,755	2,951,788	11,029,119	17,240,086	87,593,958	3%	5,615

(注)網がけは期間中の最大値

(出所) 一般社団法人投資信託協会資料に基づき筆者作成

が設定されてきた結果、投資信託(ファンド)の本数が増え過ぎ、投資家の商品選択を困難にしているだけでなく、小規模ファンドの乱立により運用効率が低下し運用成績の劣化原因となっているのではないか、との指摘がありました。ファンド本数は2018年をピークに減少傾向にあり、ファンドを整理しようとする動きはみられるものの、後述のように新設する動きもあり、ファンド本数が多い状況が改善されているとは言い難い状況です。

なお、投資信託の整理の方法として、日本では繰り上げ償還という方法が用いられてきましたが、投資信託法が改正(2014年施行)され、投資信託の併合\*<sup>4</sup>が可能となっています。2020年にようやく併合第1号が実現したと報告されており、今後の展開を注視したいと思います。

#### (3) サステナブル投資の拡大

2020年以降の投資信託販売回復の原動力の1つとなっているのが、ESGやSDGsに関連する企業への投資を掲げるサステナブル投資信託です。NPO法人日本サステナブル投資フォーラム\*5

によれば、2020年9月末に1.3兆円であったサステナブル投資信託の残高は、2021年9月末には3.4兆円となり、1年余りで一気に2.4倍になりました\*6。ただし、新設された投資信託ばかりに資金が集まり、短期間で1兆円ファンドが登場する一方、運用実績のある既存の投資信託の残高はほとんど伸びていません。個人投資家の間でESGやSDGsへの関心が高まっている状況は歓迎すべきことですが、運用実績(トラッキングレコード)を持たない新設ファンドで運用資金を集めるのは顧客本位といえるのか疑問、との声も聞かれます。

## 投資信託をめぐる 金融行政の取り組み

#### (1) 「重要情報シート」の導入

金融庁は2021年1月、個人に販売される金融 商品やサービスについて、顧客が商品に関する 重要情報を業態を超えて容易に比較できるよう にするため、新たに「重要情報シート」を導入す ると発表しました。既に欧米において実践例が

<sup>\*4</sup> 投資対象や保有資産、運用方針が同様の異なる2本以上の投資信託を1本にまとめることをいい、投資信託の合併と考えることができる。運用 残高が小さくなると、運用方針どおりの運用ができなくなるため、欧米では運用効率を改善することを目的として実施されている

<sup>\*5 「</sup>個人向け金融商品におけるサステナブル投資残高」(2022年1月)

<sup>\*6</sup> ファンド数でみると、2020年は38本であったが、2021年は2倍以上の86本となった

# アラカルト

あり、記載項目・記載順が統一された共通フォーマット $*^{7}$ (A4サイズで2ページ程度)を用いて商品説明を行うことが販売会社に求められることになりました。

このシートの画期的な点は、販売会社と顧客との利益相反に関する情報(例えば「当社の営業社員の業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価される場合があります/ありません」といった情報)も開示することを求めた点です。金融取引の経験の無い顧客を想定し、顧客から販売員への質問を促すための質問例(表2)の記載も求めています。

### (2)「資産運用業高度化プログレスレポート 2021 |

近年、金融庁が特に力を入れているのが、資産運用会社(投資信託においては投信会社)に対する運用力向上に向けた働きかけです。金融庁は2020年から「資産運用業高度化プログレスレポート」を毎年6月に公表していますが、2021年6月に公表したレポートから、投資信託に関して金融庁が投信会社に改善を働きかけている事項を3つ紹介します。

#### 表2 金融庁が示した質問例

- ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなアフターサービスを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。
- ④ リスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑥ 私がこの商品に○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
- ⑦ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑧ 私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのか説明してほしい。
- ⑨ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益より あなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めて いないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優 先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような 対策をとっているのか。

第一に、アクティブファンド(積極運用型)を 標榜しながら実態がパッシブファンド(安定運 用型)と大差の無いファンドが散見され、顧客が パフォーマンスに見合わない高い信託報酬を負 担させられているのではないかという問題提起 をしています。虚偽の説明や誤解を招く説明に より顧客の利益を害するおそれがあることも示 唆し、投信会社に対して運用方針と実際の運用 の乖離が生じないようなプロダクトガバナンス を求めています。

第二に、手数料等の費用の比較は商品選択時の重要なポイントとなりますが、事前に金額が確定しない一部費用は目論見書には開示されず、一部ファンドにおいてそうした費用が信託報酬を上回る金額になっていると報告しています。また、目論見書等の法定書類の作成費用は信託報酬に含めているのが一般的ですが、こうした費用を「その他費用」として処理し、信託報酬に入れず事前の開示において低コストに見せているということで、行政処分を行ったケースもあると報告しています。

第三に、ESG関連ファンドが急増していることに対して、例えばどの程度、環境や社会を考慮しているものであるのか分からない。また、実際には一般的なファンドと中身が変わらないなど、"グリーンウォッシュ"\*8への懸念を挙げています。ESGを冠したファンドの信託報酬は概してアクティブファンドの平均よりも高く設定される傾向があることも指摘し、是正を促しています。

#### (3) 投機的な投資信託に対する規制を強化

金融庁は前述のように、国民の中・長期の資産形成に資する投資信託を育成する施策を推し進める一方、投機目的で利用されることの多いレバレッジ型・インバース型\*9の公募投資信託や上場投資信託について、内閣府令を改正(2022年1月施行)して規制強化を行いました。

- \*7 金融庁「重要情報シート」(個別商品編) <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210512/03.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210512/03.pdf</a>
- \*8 実態は異なるのに、環境に配慮しているように見せかけて、環境意識の高い消費者に誤解を与えるようなことを指す
- \*9 デリバティブ取引を利用して、特定の指数の1日の動きに対して、数倍または反対の動きをするよう設計された投資信託(ブル型・ベア型とも呼ばれる)

# アラカルト

広告や販売勧誘時に、しくみや固有のリスクの説明、主に短期売買により利益を得ることを目的とした商品で中・長期の資産形成には適さない商品であること、などの注意喚起を明記することを義務づけたほか、レバレッジ型・インバース型上場投資信託を信用取引する場合の保証金を引き上げました。金融庁の規制強化に呼応して、取引所も、レバレッジ型・インバース型上場投資信託については、銘柄名からETFという文言を外すなど、一般のETFとは区別する対応を進めています。

### 2024年に 新NISA がスタート

政府は、2014年に始めた非課税期間5年間の 一般 NISA \* 10 を改め、2024 年から 2 階建ての新 NISAに衣替えすることを決定しています。新 NISAでは、1階部分(非課税となる投資枠は年 間20万円)で購入できるのは、つみたてNISA の対象となっている投資信託のみで、購入方法 は一定金額ずつ購入していく「積み立て」に限定 されます。2階部分(年間102万円)では、一般 NISAと同様、上場株式等にも投資でき、買い 方も「積み立て」に限定されるようなことはあり ませんが、1階部分を一部でも利用した後でな ければ2階部分は利用できないしくみとなりま す\*11。また、一般NISAでは対象商品となっ ているレバレッジ型・インバース型などの投機 的な投資信託は、新NISAでは2階部分でも対 象外となりました。

これまで一般 NISA で投資をしてきた人は、2024年の新制度開始時に自動的に新 NISA が設定されることになるため、本人確認書類を改めて金融機関に提出する必要はありません。一般 NISA 枠で購入した株式や投資信託は新 NISA にロールオーバー(翌年の新たな非課税投資枠に

移すこと)することが可能(その場合、2階部分の枠に入ることになる)ですが、自分で手続きをすることが必要となります。何も手続きをしないでいると、特定口座などの課税口座に時価で払い出されるので、要注意です。

つみたてNISAはそのまま継続し、新規に投資できる期間が5年間延長されて2042年までとなります。ジュニアNISAは2023年までで、その後廃止が決定しています。

この度のNISA制度の改正は、家計の資産形成をさらに後押しするためのものですが、複雑です。これまで利用している人も、これから利用する人も、金融庁の特設ページ\*12などを参照して、理解を確かなものにしていただきたいと思います。

### ■■■ 最後に

投資信託は種類が多く、自分に合ったファンドを選び出すだけでも一苦労です。そのため、 "買っただけで満足"してしまいがちですが、投資信託に代表される投資性金融商品は、買った時からが投資の始まりです。運用のプロに任せているからと放置するのではなく、想定どおりの運用が行われているか、定期的な点検が必要です。価格については月に1回程度、運用状況については四半期に1回程度の確認を習慣化しておきたいものです。

自分に必要な情報を集める力も投資において必要なリテラシーの1つです。一般社団法人投資信託協会の「投資信託なんでもQ&A気になる100選」\*13は、投資信託のしくみや購入時の注意点、口座の開設方法や購入後に何をどうチェックしたらいいかなども丁寧に解説しています。こうしたサイトを手掛かりに、自分で主体的にいろいろと調べてみることもしてみましょう。

<sup>\*10</sup> NISAとは、金融機関にNISA口座(少額投資非課税口座)を開設して上場株式や投資信託等を購入すると、本来約20%課税される配当金や売買益などが非課税となる制度。2022年4月現在、一般NISAとつみたてNISA、ジュニアNISAの3つがある

<sup>\*11</sup> ただし、一般NISAを利用していた人や投資経験者は、証券会社に事前に届け出すれば、上場株式のみ投資(2階部分のみの利用)も可

<sup>\*12</sup> 金融庁[新しいNISAの概要] https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/index.html

<sup>\*13</sup> https://www.toushin.or.jp/special/toushin-qa100/index.html



# **中古住宅**を 買うとき 売るとき

# 重要事項説明書(その1)

中戸 康文 Nakato Yasufumi 一般財団法人不動産適正取引推進機構 調査研究部上席研究員 不動産適正取引推進機構では、不動産取引に関する紛争事例や行政処分事例等の調査研究を行っており、 それらの成果を機関誌『RETIO』やウェブサイトにて情報提供している https://www.retio.or.jp/

### 宅地建物取引業者の 「重要事項」の説明義務



不動産の購入に際し、取引物件について知っておく必要のある事項は多岐にわたり、また、専門的な知識が必要なものも多いことから、購入希望者自らが調査することは困難です。

そこで宅地建物取引業法(以下、宅建業法)は、 購入希望者が、取引物件の内容や取引の条件に 関する重要な事項について理解をしたうえで、 契約の締結に関する判断を行うことができるよ うにするため、宅地建物取引業者(以下、宅建 業者)に、売買契約が締結されるまでの間に宅 地建物取引士をして、購入希望者に対して重要 事項説明を行うことを義務づけています。

重要事項説明は、契約締結の判断を行うための重要なものです。理解ができなかったことや知りたい説明が無かった場合には、必ず宅建業者に質問等をして疑問点を解消しておきます。

#### ● 売買契約直前の重要事項説明は避ける

宅建業法上、重要事項説明は「契約が成立するまでの間に行う」とされていることから、宅 建業者が売買契約の直前に重要事項説明を行う ケースがみられます。

しかし、重要事項説明書の内容は専門的で量も多く、一度の説明では理解ができないこともあります。また、「重要事項説明で、取引不動産に問題点があることを知らされたが、売主との契約の直前だったため、契約せざるを得なかった」というトラブルもよく聞かれます。

説明の理解・検討・判断には時間が必要です。

契約直前の重要事項説明は避け、宅建業者には、 極力早めに説明を行うよう依頼をしましょう。

#### 重要事項説明の記載・説明事項

(売買・交換の例 国土交通省参考書式より)\*1

- ○宅建業者・宅地建物取引士
  - ・取引の態様(売買・交換、媒介・代理)
- 物件の表示(所在・面積等)・売主の表示

#### I 対象となる宅地文は建物に直接関係する事項

- 1 登記記録に記録された事項
- 2 都市計画法・建築基準法等の法令に基づく制限 の概要
- 3 私道に関する負担に関する事項
- 4 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の 整備状況
- 5 宅地造成又は建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のとき)
- 6 建物状況調査の結果の概要(既存の建物のとき)
- 7 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況(既存の建物のとき)
- 8 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か
- 9 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か
- 10 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か
- 11 水防法の規定により市町村の長が提供する図面 (水害ハザードマップ)における当該宅地建物の 所在地
- 12 石綿使用調査の内容
- 13 耐震診断の内容
- 14 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

#### Ⅱ取引条件に関する事項

- 1 代金及び交換差金以外に授受される金額
- 2 契約の解除に関する事項
- 3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項
- 4 手付金等の保全措置の概要(業者が自ら売主の場 合)
- 5 支払金又は預り金の保全措置の概要
- 6 金銭の貸借のあっせん
- 7 担保責任(当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任)の履行に関する措置の概要
- 8 割賦販売に係る事項

#### Ⅲその他の事項

1 供託所等に関する事項

<sup>\*1</sup> 表記以外の事項であっても、買主が「契約をするかどうかの判断に重要な影響を及ぼす事項」について、宅建業者が知っている、あるいは、知り得べき状況にある場合には、宅建業者は一定の調査を行い説明をする義務がある

#### 説明のチェックポイント



#### 1 登記記録に記録された事項

登記事項証明書や法務局備え付けの地図(または公図)の写し\*2などによって、取引不動産の位置・範囲等の物的確認や、権利の内容の確認を、しっかり行います。

#### 図1 不動産の表示・登記記録の内容の確認

○不動産の表示						
土所在地						)
地登記簿の地目		面積	登記	簿面積	m²	
建所在地	(1)					
物 家屋番号		床面積	1階	m²	計	m²
種類及び構造			2階	m²		
売主の住所・氏名	2					
○登記記録に記載さ	れた事項	Į.				_
所有権に関する事				所有権以:	外の権	利に
(権利部(甲区))	所有権に係る権利に 関する事項		関する事	項(権	利部	
			(乙区))			
土 名義人 地	3		4			
建名義人						
物						

#### 【確認のポイント】(図1)

- ①取引を行う土地建物が、表示の土地建物であることについて確認をします。
- ②売主と登記記録の名義人が、同一であるか確認をします。異なる場合は、売主が現在の所有者であること、名義人より売主へ所有権移転登記が行われることの確認をします。
- ③所有権に係る権利に関する事項は「無」の場合が通常です。「有」(差押登記、仮登記等)の場合、売主が、売買の決済日までに当該権利の整理ができず契約の履行ができない場合も考えられますので、契約の締結は慎重に考える必要があります。
- ④所有権以外の権利(抵当権、地役権、賃借権等)において、抵当権が設定されている場合は、 債権者・債権額の確認を行います。債権額が 取引価格を上回っている場合には、売主が債 権者に抵当権抹消の承諾を得ているかについ

ても確認をしておきます。

地役権・賃借権等が設定されている場合は、 売買契約において、当該権利を売主が不動産の 引き渡しまでに消除する場合は消除が可能かに ついて、また、買主が売主よりその地位を引き 継ぐ場合はその権利の内容について、確認をし ます。

#### 2 建物の建築などを規制する法令上の制限

#### (1) 都市計画法に基づく制限

#### 【確認のポイント】

#### 〇市街化調整区域に該当していないか

市街化調整区域は、市街化区域\*3と異なり、 市街化を抑制すべき区域で、原則として、一般 の住宅は建築することができない区域です。

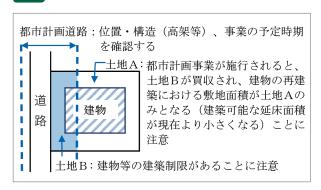
当該区域内の中古住宅を購入する場合は、買 主が建物使用できるか、建物の建替え・増築等 における規制、住宅ローンを受けることができ るかなどの十分な確認が必要となります。

#### ○都市計画道路による制限が無いか

取引不動産が都市計画道路内にあると(図2)、建物の建築等に制限があったり、将来建物を撤去しなければならなくなるおそれがあります。また、都市計画道路事業の施行により、周辺環境が大きく変わることも考えられます。

都市計画道路がある場合には、その位置、敷地・建物に与える影響、事業が施行される時期などについて確認をする必要があります。

#### 図2 都市計画道路の確認ポイント



<sup>\*2</sup> 物件管轄の法務局にて取得・閲覧ができる。通常、重要事項説明書の付属資料として添付されている

<sup>\*3</sup> すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(都市計画法7条2項)

# 中古住宅を買うとき売るとき

#### (2) 建築基準法に基づく制限

#### 〇用途地域

用途地域が定められている地域においては、第一種低層住居専用地域など、13種類の用途地域が定められており、各用途地域によって、建築できる建物の種類(住宅・店舗・工場等)や延べ面積、高さ等の制限が加えられています。

当該用途地域において、買主の目的使用ができることについて確認をします。

#### ○建ぺい率

敷地面積に対し、建物が建築できる建築面積 の限度を示しています。

#### ○容積率

敷地面積に対し、建物が建築できる建物の延べ床面積の限度を示しています(前面道路の幅員が12m未満の場合、前面道路の幅員による容積率の制限があります)。

#### (3) 敷地と道路との関係(その1)

敷地に建物を建築するには、

- ・[42条1項道路] 幅員4m\*<sup>4</sup>以上の、道路法 による道路、位置指定道路\*<sup>5</sup>等
- ・[42条2項道路] 建築基準法の規定が適用される際に、幅員4m未満であった道路について、特定行政庁\*<sup>6</sup>が指定をした道路

等の建築基準法上の道路(建築基準法42条1~6項)に、幅2m以上接する必要があります。

前面道路が「42条2項道路」で、建物を新築・建替えなどをする場合には、建物や門・塀等は、道路の中心線から2mのところまで後退する必要があります(この後退は、一般に「セットバック」と呼ばれています)\*7。

セットバック部分は、建物建築における敷地 面積から除外(建ペい率・容積率の計算におい て敷地面積に含まれない)されます(図3)。

(次号に続く)

#### 図3 建築面積・延床面積の限度の計算例

〈公法規制等〉

用途地域 :第一種低層住居専用地域※1

建ペい率:50%

容積率 :100% (< 前面道路幅員による容積率の制限160% \*\*2)

前面道路:建築基準法42条2項道路(道路幅員3m)

セットバック部分:道路境界より0.5m

〈建築面積・延床面積の限度の計算〉

①売買土地 :105㎡ ②セットバック部分 : 5㎡

③敷地面積 :100㎡(①-②) ④建築面積上限 :50㎡(③×建ペい率) ⑤延床面積上限 :100㎡(③×容積率)

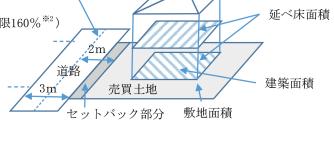
※1 低層住宅の良好な環境を保護する地域。住宅・共同住宅の建築ができるが、店舗・事務所等の兼用住宅の場合は、 延べ面積の1/2以上を住居とし、かつ、店舗等の面積が50㎡以下のものに限り建築が可能

道路中心線

※2 前面道路幅員による容積率の制限の計算:

前面道路幅員4m(セットバックにより4mとみなされる)×0.4(第一種低層住居専用地域の数値)=160% このほか、高度地区、建物の高さの制限、斜線制限(道路斜線・隣地斜線等)、高度地区、日影制限などによる建物の高さや壁面の位置の制限等により、建築できる延べ床面積が制限される場合がある

- \*4 特定行政庁により、「6m」と指定されている区域もある(この場合のセットバックは、道路中心線より3mとなる)
- \*5 建築基準法42条1項5号の建築基準法上の道路として、特定行政庁より道路位置指定を受けた私道
- \*6 建築基準法関係の事務を行う行政機関(市区町村又は都道府県)
- \*7 道路の反対側が川、がけ地等の場合は、川などの境界線から水平路離4mの線が道路境界線とみなされる(一方後退)





# 森林による生態系サービス②

- 生息・生育環境サービス-

土屋 俊幸 Tsuchiya Toshiyuki 東京農工大学名誉教授

専攻は「林政学」。2019年から現在に至るまで、林政審議会の会長を務める。ほかに、 (一財) 林業経済研究所所長や、(公財) 日本自然保護協会執行理事を兼任している

### 生息・生育環境サービス



森林による生態系サービスの提供の話も2回目となり、佳境を迎えました。今回は「生息・生育環境サービス」をみていきましょう。

生息・生育環境サービスは、さまざまな生態系が、そこに棲む生物に対して生息・生育環境を提供することです。他のサービスとは違って、このサービスによって直接、人間が恩恵を受けることはほとんどないのですが、多くの生物が生息・生育できるようになれば生物多様性が増すことになります。しかし、生物多様性=生態系サービスではないので、生物多様性の豊かさが、どう人間社会の恵みとなるかを、本来説明する必要があります。実は誤解を恐れずに断定的にいってしまえば、この生物多様性と生態系サービスの関係は、いまだに完全に解明されているわけではありません。

2012年に、世界的な政府間組織「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES:イプベス)」が発足し、生物多様性や生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、的確な政策への反映を目的として、世界中の専門家、政府機関・国際機関、NGOが参集して活動を続けていますが\*1、こうした組織が必要な理由の1つとして、生物多様性と生態系サービスの関係について、未解明な部分が残っていることが挙げられます。しかし、ここでは、大雑把に、生物多様性が豊かになれば、さまざまな生態系サービスが総体として、より多く提供されるようになる、といっておきましょ

う。なお、生物多様性については、人間に恩恵が 及ぶかには関係なく、倫理の問題として保全し ていくべきだという考え方もあります。

# 赤谷プロジェクト



さて、森林は生態系サービスのうち、この生息・生育環境サービスの典型的な発現の場なのですが、私が長くかかわっている具体的な例を出して説明することにしましょう。

読者の皆さんは、おそらく「赤谷プロジェクト」といわれても何のことかイメージが湧かないと思いますが、このプロジェクトは2004年に始まりました。

場所は群馬県の北部、新潟県との県境近く、みなかみ町内の林野庁が管理する国有林約1万haです(写真)。1万haは10km四方の広さで、里山から県境の標高2,000m前後の谷川岳に連なる稜線まで、標高差は1,400mに達し、利根川の支流・赤谷川の流域をすっぽり含むため「赤谷」プロジェクトと名づけられました。

3割はスギを中心とした人工林が占める一方、 上部にはブナやミズナラの自然林が広がります。

#### 写真 赤谷の森(赤谷プロジェクトの対象地域)の全ぼう



2019年11月18日 南ヶ谷林道から赤谷の森全域を望む 出典:関東森林管理局Webサイト「赤谷の森・基本構想2020」 https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kanto/akaya\_fc/-/akayanomori-kihonkousou2020.html

<sup>\*1</sup> 中村太士「生態系サービス」日本森林学会編『森林学の百科事典』(丸善出版、2021年) 8-11ページ

# 森林が支えてくれる私たちの生活 -SDGsと森林-

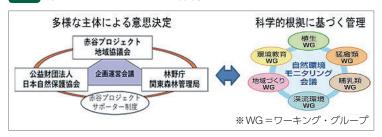
\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

人里離れた奥山かと思うかもしれませんが、明治時代まで関東と日本海側を結ぶ交通の幹線であった旧三国街道が山中に残るなど、人とのかかわりも深い森林でした。

この日本の森林の縮図といってもよいような 森林地域を、林野庁関東森林管理局、(公財)日 本自然保護協会、そして地元の住民有志で作る 「赤谷プロジェクト地域協議会」の3団体(以下、 中核3団体)が協定を結んで、生物多様性の復 元と持続的な地域づくりを目的とした森林生態 系管理に取り組んでいます。この取り組みでは、 管理の意思決定を行う中核3団体の会議(企画 運営会議)のほかに、専門家による「自然環境モ ニタリング会議」が設置されており、その下には 6つのWG(植生管理、猛禽類モニタリング、哺 乳類モニタリング、渓流環境復元、環境教育、 地域づくり)があって、中核3団体、専門家、ボ ランティアの市民(サポーター)によって常時モ ニタリングが行われ、またそれぞれの分野につ いての活動も行われています。モニタリングの 結果は、自然環境モニタリング会議で集約・評 価され、プロジェクトを順応的管理として実施 していくために使われています(図)。

プロジェクトの構想では、3,000haある人工 林のうち、2,000haについては自然林に戻してい く計画で、まずは針広混交林化\*2するための試 験を続けています。また絶滅が危惧され、この地 域にひとつがい生息しているニホンイヌワシに ついて、人工林を1~2ha伐採して草地を作り、 イヌワシの狩り場とする試験では繁殖成功率を

#### 図 赤谷プロジェクトの運営体制



出典:関東森林管理局Webサイト「赤谷の森・基本構想2020」

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kanto/akaya\_fc/-/attach/pdf/akayanomori-kihonkousou2020-6.pdf

上げる成果が得られています。ほかにも、生息域を広げているニホンジカが生態系に深刻な影響を与えないように、低密度に抑える試験にも取り組んでいます。このような森林の生物多様性を復元・維持する積極的な試みを赤谷プロジェクトでは多分野について並行して行っているのですが、その成果が出るまでには長い時間と粘り強い努力、そして資金と人材が必要です。

### 赤谷プロジェクトの経験から いえること



プロジェクトが始まってもうすぐ20年を迎 えるのですが、ようやく最近になって生物多様 性の向上が目に見えるようになり、また生物多 様性が地域に与えるプラスの効果が具体的に感 じられるようになってきました。2017年には 赤谷プロジェクトを中心とするこれまでの取り 組みが認められて「みなかみユネスコエコパー ク|がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)に 登録され、かつて日本国内の需要のほとんどを 賄っていた町内のカスタネット工場が赤谷プロ ジェクト地域からの木材を原料として復活し、 赤谷の生物多様性をブランド化した化粧品や木 製品等の製造・販売も始まっています。また、 こうした森林における生物多様性復元の活動に 魅力を感じ、若い世代の皆さんがふるさとに 戻ってきたり、他地域から移住してきたりして おり、それが地域の活力を上げる効果をもたら しつつあるように思います。

残念ながら、日本では、赤谷プロジェクト、み

なかみ町のような試みは、まだまだ非常に限定的で、モデル的な試みの域を出ていません。森林の生態系サービスの恵みを豊かに受け取るためには、ただ森林が授けてくれるものを待っているだけでは駄目で、積極的に働きかけ、森林と人間のかかわりを深いものにしていく必要があります。

# 経済を知るための さまざまな 統計データ



第8回(最終回)

# 経済規模って どういうもの?

川元 由喜子 Kawamoto Yukiko 経済に強いママを増やす会主宰 1985年日興証券(株) 入社、1987~1992年ニューヨーク勤務。1995~ 2003年 HSBC 投信投資顧問(株)。2009~2016年ありがとう投信(株)。フォスターフォーラム(良質な金融商品を育てる会)理事

世界の国々を経済の規模で比べる時、何が用いられているでしょうか。もちろんご存じですね。それは「GDP」という統計です。日本語では「国内総生産」といいます。この連載でも、さまざまな経済統計のお話をしてきましたが、最も影響力を持つ経済統計といえば、多分「GDP」ではないでしょうか。



#### GDPは何を表す?

GDPは国内総生産、と読んで字のごとく、国内で生産されたすべての物やサービスの合計です。しかし生産された物やサービスを単純に合計すると、ある生産物が次の生産物の材料となるような場合、同じものが何度も加算されてしまうことになります。そのような重複を除外して合計するので、GDPは、国内で生産された物やサービスの「付加価値の合計」と表現されます。これが「生産面から見たGDP」です。

生み出された付加価値は、どこへ行くのでしょうか。価値を付加しているのは労働を提供している人々ですから、皆それに対する報酬を受け取ります。そして彼らを雇用している企業が利益を確保します。利子や配当として受け取るものもあるでしょう。それらの総額は、生み出された付加価値と釣り合うことになります。これが「所得(分配)面から見たGDP」です。

報酬を受け取った個人や、利益を手にした企業は、必要なものを手に入れるために消費したり、投資したりします。政府による支出も含ま

れます。また、輸出は国内で生産された付加価値ですからこれに加わり、輸入は逆に差し引かれます。これらは生産された物やサービスに対する支出ですから、その総額もまた、同じ値になります。これが「支出面から見たGDP」です。

ここまでの説明は非常に大雑把ですが、経済は価値を生み出し、その価値は分配され、最終的に支出されるということを表しています。3つの面のどこから見てもその規模は同じ、ということを表したのが「三面等価の原則」です。



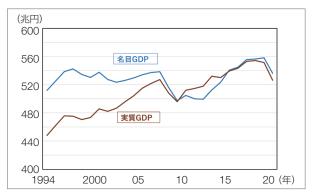
#### 国民経済計算(SNA)とは?

コンセプトはこのように決して難しいものではありませんが、実際に計算する手順は非常に複雑です。そこでは、すべての経済主体のあらゆる経済活動を記録することを目的に、「国民経済計算」というシステムが用いられています。英語では System of National Accounts (SNA) と呼ばれ、国際連合の勧告によって、多くの国が導入している国際基準です\*。

企業の業績を測るために会計基準があるように、国の経済活動を測るにも、計算のためのルールがあります。計算に用いる価格に何を使うかとか、費用と投資の線引きをどうするかとか、そうした基準を合わせなければ、お互いを比較することができません。SNAのような国際基準を導入することによって、経済活動の国際比較も可能になります。SNAに基づき計算されるさまざまな経済活動の1つが、GDPなのです。

<sup>\*</sup> 内閣府「基礎から分かる国民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kouhou/93kiso/kiso\_top.html

#### 図 実質GDPと名目GDPの推移



資料:内閣府ウェブサイトより筆者作成

SNAの基準自体も、より正確に経済活動を表すことをめざして改定が行われています。経済活動が物の生産だけならば分かりやすいのですが、実際には金融サービスやインターネットを使った情報サービスなど、"かたちの無いサービス"の経済における存在感は増すばかりです。また政府による経済活動も決して小さくはありません。そうした要素をどう扱うかで、結果は大きな影響を受けることになるので、時代の要請に合わせて基準の改定が必要になるのです。

# ─ 「実質GDP」と「名目GDP」

通常、ニュースなどで目にする「今年のGDP 成長率は〇%」といった表現に使われる「GDP」は、特に断りが無ければ「実質GDP」を意味します。これに対して「名目GDP」というものもあります。「名目」のほうが市場価格で計測した値そのもので、それをインフレ率で調整したものが「実質」です(図)。

物価が上昇している状態では、生産量が増えなくても、価格が上昇した分だけGDPの値は増えることになります。そこで実際の経済活動がどうであったかを知るためには、名目値を物価上昇率で割り引かなくてはならないのです。つまり、物価が10%上がっている時に市場価格で測ったGDPが10%増えても、実質的にはまったく伸びていないのと同じ、ということです。

このようにインフレ経済の下では、名目GDP を見てもあまり意味が無いということは分かりますが、デフレ経済が長く続いている今はどう

でしょうか。例えば「実質GDP成長率2%」であっても、「名目値が3%伸びてインフレ率が1%」という状態と、「名目値はゼロ成長だが物価が2%下落した」状態では、まったく意味するところは違うのではないでしょうか。しかし、いまだにこうしたニュース報道では、実質のみを重視して伝えられているように見えます。

# ┛ GDPと「豊かさ」

国の経済力を一言で表そうとする場合、GDPは最もそれにふさわしい指標といってよいでしょう。しかしさまざまな問題があることも事実です。例えば技術進歩の問題。価格が上がらないまま性能が高度化するデジタル機器などは、性能の変化を価格に反映させる方法が考案されていますが、新しい技術が普及すると、こうした問題は常に発生します。

無形資産の問題はどうでしょう。知的財産が生産される過程で、その価値を適切に測るのは困難な課題です。無償労働の問題もあります。家事労働は外注すればGDPに含まれますが、その提供者が家族で、賃金が払われなければ、数字に表れなくなります。子育てはどうでしょうか。長い目で見れば生産力に直結する最も生産的な労働ともいえそうですが、家事労働である限りはGDPに表れません。

私たちの生活が豊かであるためには、必要なものを手に入れるだけの経済力が必要です。ですから当然 GDP と豊かさは無関係ではありません。しかし GDP が「大きいこと = 豊か」というわけでもありません。

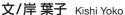
例えば公害がひどければ、それに対処するための活動がGDPに加算されます。そうした活動が盛んであればあるほど、公害がひどいということになるのではないでしょうか。また、医療のように健康を守る活動でも、逆に健康を害するような活動でも、同じだけの労働力を必要とすれば、同じだけGDPが増えるのです。

GDPは有効で便利な指標ですが、その限界を も理解して利用することが必要でしょう。

# 海外ニュース









#### スイス

# 冷凍食品より健康的とは限らない生野菜

● Konsumenteninfo AG "Saldo" 2021年第18号

https://www.saldo.ch/tests/produktetests/detail/artikeldetail/frisches-gemuese-oft-alles-andere-als-frisch/

●ドイツ商品テスト財団ホームページ https://www.test.de/Gemuese-Frisch-oft-nicht-besser-als-tiefgekuehlt-5832065-0/

洗浄やカットの下処理が不要で、袋から出してすぐに調理できる冷凍野菜。常温のまま、長期間の保存が可能な缶詰野菜。どちらも手軽で経済的であることから、消費者の人気が高い。しかし、栄養面や鮮度の面で、生の野菜に劣るのではないかと心配する声もある。そこで、消費者情報誌"Saldo"では実態を検証することにした。

今回取り上げた野菜は、冷凍品としても、缶詰としても入手しやすいブロッコリー、インゲン、エンドウ、ニンジン、芽キャベツの5種類である。計36商品(生鮮品15、冷凍品12、缶詰9)を対象に、ビタミンB1、B2、B6、Cの値を測定し、収穫したての野菜の値と比較した。収穫したての野菜の値として参照したのは、スイス食品安全局の栄養データバンクである。

その結果、生鮮品15商品のうち4商品、冷凍品12商品のうち3商品が、収穫したての野菜と比べても遜色ないと評価された。一方、残りの生鮮・冷凍品とすべての缶詰は、このレベルに届かなかった。同誌によると、生野菜は保存中に栄養素が失われることがあるほか、缶詰野菜は加熱殺菌により、ビタミン類が減少した可能性があるという。

今回のテストで同誌が驚いたのは、生鮮品の9商品にカビ(真菌)が生えていたことである。店頭に並ぶ生鮮野菜は、収穫からどのくらい経ったものか分かりにくい。そこで、購入した野菜はできるだけ早く食べるとともに、冷蔵庫で保管する際は、ほかの食品等からカビがうつらないよう、注意が必要だと助言する。なお、冷凍品と缶詰からは、カビの痕跡さえも見つからなかったという。



### イタリア

# 野生ハーブの採取は慎重に

- ●南チロル消費者センターホームページ <a href="https://www.consumer.bz.it/de/mit-vorsicht-zu-geniessen-der-baerlauch">https://www.consumer.bz.it/de/mit-vorsicht-zu-geniessen-der-baerlauch</a>
- ●ボーツェン/ボルツァーノ自治県ホームページ https://news.provinz.bz.it/de/news-archive/539542

オーストリアと国境を接する南チロル(トレンティーノ=アルト・アディジェ州)の山岳地帯には、多様なハーブが自生する。春の訪れとともに芽を出し、可憐な白い花を付ける"Bärlauch"(ベアラオホ)は、地元で人気のハーブである。直訳すると「熊ネギ」、英名は「ラムソン」で、日本の行者ニンニクとも似ている。食用に使うのは花が咲く前の若い葉。加熱すると香りが損なわれることから、生で食べるか、調理の最後にさっと火を通す食べ方が適している。そこで、サラダ、ハーブバター、パスタペースト、スープ等がお勧めだという。

ところが、ベアラオホの葉とよく似たスズラン、イヌサフランを誤って採取し、中毒に至る例が後を 絶たない。幅広の葉の中に釣り鐘型の白い花を付け るスズランと、クロッカスに似た薄紫の花を咲かせ るイヌサフラン。優美な外見とは裏腹に、どちらも 毒性が強いことで知られている。主な見分け方とし ては、ベアラオホにはニンニク臭がある一方、他2 者には、このにおいが無いことである。しかし、十 分な知見が無い人は、野生ハーブの採取を控えたほ うがよいと南チロル消費者センターは助言する。

また同地域では、ベアラオホが自生する場所が限られていることから、絶滅のおそれがある植物として、「レッドリスト」に掲載されている。そのため、ビオトープ内での採取は禁止されており、そのほかの場所でも、採取が認められるのは1日に1人当たり、葉10枚に限られる。そこで同センターは、スーパーマーケットや屋外市場でも栽培物を入手できると助言する。さらに、園芸店で根付き品を購入し、庭に移植して収穫を楽しむのも一案だと紹介する。



文/安藤 佳子 Ando Yoshiko



アメリカ

# テレビや家具の転倒事故から子どもを守る

● CPSC ホームページ

https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2022/CPSC-Injury-and-Fatality-Report-Shows-Despite-Some-Progress-Need-for-TV-and-Furniture-Tip-Over-Prevention-Remains-Strong https://www.anchorit.gov

● CR ホームページ https://www.consumerreports.org/child-safety/tv-tip-over-danger-to-children-a2119931225/

CPSC(消費者製品安全委員会)によると、2018~2020年に家庭内で起きたテレビや家具の転倒事故で年間約22,500人が救急搬送され、その4割以上は18歳以下の子どもだという。犠牲者は2000年以降で581人に上るが、その8割強が17歳以下である。なかでもテレビの転倒による場合が特に多く、17歳以下では7割、全世代でも6割を占める。技術の進歩のおかげでテレビの転倒事故は2020年には2011年より55%減少したというが、それでも子どもの犠牲者は多い。最近の薄型テレビは従来のブラウン管テレビよりかさばらず危険度が減ったと思われがちだ。しかし、定期的に商品テストを行っているCR(コンシューマーレポーツ)は、消費者に人気の大画面テレビ、例えば75インチ型は約34kgと重く、デザインや置き場所によっては不安定で危険だと指

摘する。全米家電協会によると2021年のテレビの 販売台数は4500万台に迫るという。それだけ多く の危険が存在することを意味している。

CPSCは転倒事故にあった子どもの家族と協力し、 転倒事故の危険性を広く伝え防止対策をビデオ等で 呼び掛ける「アンカー・イット!(固定しよう!)」キャ ンペーンを2015年から実施している。さらに、家 族を転倒事故の危険から守るために ●テレビや家具 を壁に固定する ●固定できない場合はできるだけ人 から距離を置き、頑丈な低い台に据える ●テレビ周 辺に子どもの興味を引くリモコンやおもちゃを置か ない ●家具の下段引き出しに重い物を収納 ●テレ ビのコードは子どもの手が届かないところに ●テレ ビや家具を固定しても常に注意を怠らない、などが 急務の基本的対策であるとしている。



#### イギリス

# 障がい者のネット通販利用の現実

Which?ホームページ <a href="https://www.which.co.uk/news/2022/02/major-retailers-and-delivery-firms-are-failing-disabled-customers/">https://www.which.co.uk/news/2022/02/major-retailers-and-delivery-firms-are-failing-disabled-customers/</a>

コロナ禍でネット通販の利用は大幅に増加しているが、障がい者は商品の配達で多くの不都合を強いられていることが判明した。Which?とRIDC(障がい者消費者研究所)の共同調査によると、障がいのある消費者の7割以上が過去1年間に1件以上のトラブルに直面、その半数は受け取りに出るまで配送業者が待たずに立ち去ったという。ようやく間に合っても配達員が渋々戻ってきたことも。また、4分の1は車いす使用者の手が届かない地面に荷物を放置され、10件に1件は拾い上げる際に危険が伴う場合もあったという。玄関先の障がい者バッジや車いすマークは、ほとんど気づかれないという。

ECサイトの中には決済ページに配達方法を指定する書き込み欄を用意しているところもある。小さなスペースに限られた文字数ではそれぞれに異なる障

がい者のニーズが十分に伝わらないといわれるなか、その配達指定にも従わないと4分の3が答えた。そして、このようなトラブルに対して半数は苦情を申し立てず諦めているという。荷物が届かなかった聴覚障がい者がやっと問い合わせ先の番号を見つけ、テキストリレー(文字による電話仲介サービス)を使って配送業者へ電話したが切られてしまい、怒りと差別を感じたという。

Ofcom(放送通信庁)は2021年12月に発表した「2022~2027年郵便サービス規制見直し」の中で、小包配送事業における障がいのある消費者へのより強力な保護の導入計画を明らかにし、苦情処理の改善を促した。RIDCは、今回の調査を契機に、彼らの声を聴いて対応するというシンプルで低コストのサービス改善が進むよう願うとしている。



第96回

# 批判的思考力を磨き、社会参加意識を促す「不当表示広告調査」

-県消費生活課との連携授業-

池垣 陽子 Ikegaki Yoko 埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭(家庭科)

2012年度から2年間、埼玉県消費者教育推進委員となったことをきっかけに、批判的思考と意思決定を意識した授業を展開している。文部科学省消費者教育アドバイザー

### 不当表示広告調査とは

不当表示とは、商品の内容・価格など、実際のものよりも良く見せる表示のことで、景品表示法で禁止されています。埼玉県はインターネット等の広告の不当表示に対する監視の強化、消費者トラブルの未然防止を図ることを目的に、県内の大学・高校と連携して不当表示広告調査(以下、調査)を行っています\*1(大学は2007年度から、高校は2009年度から)。

本校では家庭科は1、2年次に「家庭総合」を合計4単位設置しており、その授業の中で、2020年度から1年次の生徒を対象に、調査に取り組ませています。今回は、18歳で成年となる2年次の生徒が、2年連続して調査を行った授業実践(2021年11月実施)について報告します。

### 授業のねらいと実践のポイント

初回の調査では、広告の分かりやすい表示のあり方について考え、感覚的に判断するのではなく、立ち止まって考えることの大切さに気づかせることができました。一方で、自分たちの調査が世の中の不正義を正すことに貢献しているという自覚と自信を持たせることはあまりできなかったと感じました。そこで、責任ある消費者として、主体的に社会参加できる力を育む授業を考えました。授業の目標は次の2点です。

実際の広告で問題がありそうな表現を分析して批判的思考で考えることを通して、情報を適切に判断できるようにする。

県の消費者被害の未然防止に向けて主体的に 取り組み、不正義を正す消費者市民として行 動しようとする。

一度きりの学習では、時間の経過とともに学んだ知識を忘れてしまいます。テーマを変えて繰り返し学習することで批判的思考力に磨きをかけ、主体的に社会にかかわる力を育むことをねらいとしました。

#### 授業実践の展開

本授業の流れおよび内容は表のとおりです。

#### 表 授業の流れおよび内容(50分×2時間)

展開と時間配分	内 容			
導入 (10分)	●消費者被害の心理的要因分析			
展開 (70分)	<ul><li>広告の見方 (景品表示法・優良誤認・有利誤認)</li><li>不当表示広告調査</li></ul>			
まとめ (20分)	<ul><li>発表</li><li>振り返り</li></ul>			

#### 1 導入

県消費生活課の担当者が講義を行い、教員はフォロー役として入りました。最初に、2020年度の調査は高校・大学合わせて1,198件の報告があり、県で内容を精査した結果、19事業者に対して文書による行政指導を行い、すべて表示が改善されたことが伝えられました。前年度の自分たちの報告をもとに県が動いたことを、実際に事業者への指導を行った担当から直接話を聞くことで、生徒のモチベーションは上がります。その後、消費者庁の「だまされやすさ心理

<sup>\*1</sup> 取り組みの詳細は、埼玉県[景品表示法のページ(不当表示の処分指導・啓発について)] https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/keihouhou2.html

#### 写真1 調査のようす



チェック」\*2に取り組み、誰もが消費者被害にあうおそれがあることに気づかせます。自分事としてとらえさせるのがポイントです。

#### 2 展開

景品表示法の概要をおさらいした後、実際に 行政処分された表示箇所を複数提示して、広告 を見る際の注意点を再度理解させます。クイズ を出題して確認するなどして飽きないよう、テ ンポ良く進めます。

そして、講義と前年度の調査経験を活かし、調査を開始します。生徒個人のスマホなどを使い、普段見ている動画共有プラットフォームやSNS、商品検索から、商品の性能や効能、サービスの内容について実際のものよりも良く思わせる優良誤認表示の商品・サービスを調べます(写真1)。前回報告の多かった有利誤認表示は、あえて調査対象外としました。

疑わしい表示箇所はスクリーンショットをして、Google Classroom(課題の一元管理ができる授業支援ツール)に提出させます。これは、後日記入する報告書とともに県に提出する、重要な情報となります。

#### 3まとめ

各クラスで1~2名の代表生徒が、疑わしいと 思われる表示について調査した結果を説明しま す(**写真2**)。例えば、マウスウォッシュの広告に

#### 写真2 発表のようす



ついて、「15秒で息をきれいにしてお口の悩みが解消されるとは思えない」と指摘するなど、広告に書かれている情報を細かに分析したことを、クラス全体で共有しました。

最後に教員から、消費者市民として不正義を 見抜き、行動することの重要性を確認します。

#### 効果と今後の展望

授業の振り返りにおいて、「自分の不当表示広告調査が消費者被害の拡大を防ぎ、誰もが安全・安心に暮らすことができる消費者市民社会の実現につながることを意識して調査することができた」と回答した生徒は、全体の84%となりました。また、「指導されていない広告がまだまだたくさんあることに驚きました」「自分だけ気をつけるのではなく、まわりの人にも危険であることを伝えていきたいです」という感想が寄せられました。

教室内で完結するのではなく、実際に行政指導を行っている県と連携することで、社会への参加意欲を高めることにつなげられたという手応えを感じました。消費者トラブルの多くがスマホに関連しているからこそ、今後も県と連携して取り組んでいきたいです。

<sup>\*2</sup> 消費者庁「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」(2020年2月) https://www.caa.go.jp/policies/policy/local\_cooperation/system\_improvement/teaching\_material\_003.html

# 気になる この用語

第43回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

#### 吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。 主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[改訂第3版] (ダイヤモンド社、 2016年) 『民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021年) など

# 質権と抵当権

#### ▶ 質権と抵当権の特徴

「欲しいけれどお金が足りない」そんなときよく利用される物権が**質権と抵当権**でしょう。どちらも、債務が履行されない場合(貸したお金を返してもらえない場合)、質権者や抵当権者は、質物や抵当不動産を売った代金から弁済を受けることができます。しかも、ほかの債権者に先立って弁済を受けることができるのです(342条、369条1項)。これを**優先弁済的効力**といいます。なお、質権も抵当権も債権の履行を確保するため(貸したお金をちゃんと返してもらうため)のしくみなわけですが、こうした物権を**担保物権**といいます。

では、質権と抵当権の違いは何かということ です。一番大きな違いは「使わせておく」か「使わ せておかないか」にあります。当たり前のことで すが、質権では、質物を提供した者はそれを使 うことができなくなります。ところが、抵当権 の場合は違います。銀行からお金を借りて家を 買ったときのことを考えてみてください。その 家や土地には、その銀行の抵当権が設定される のが普通です。しかし、銀行の抵当権が設定さ れているからといって、住めないわけではあり ません。滞りなくローンを返済している限りは、 自分の家として使用できるのです。このように 「使わせておく」か「使わせておかないか」が大き な違いとなります。さらにいえば、質権では、質 物を提供した者ばかりでなく、質物を預かって いるほうもそれを使うことができません。「た だ、預かっているだけ」なのです。例外なのは、

よく使われる質権と抵当権。使いやすさにつ ながるしくみを用語とともに解説します。 (本文中の括弧内の条文番号は民法)

不動産を質物とする**不動産質**の場合です。この場合には質権者がその不動産を使うことが許されています(356条)。不動産は管理に費用がかかることから、その代わりに預かっている間、使うことができるとしたのです。

#### ு 物上代位性

民法の用語には、普段、耳にしないようなものがいくつもあります。質権や抵当権に関係してよく使われる物上代位性という用語もそうしたものの1つかもしれません。これは質権や抵当権が、質物や抵当不動産の価値がかたちを変えたものについても及ぶ性質のことをいいます。

具体的な例で説明しないとイメージが湧かないことでしょう。質物を第三者が壊してしまったとします。するとその質物の所有者は壊した人に対して損害賠償請求権を手にします。この場合には、質権者はその損害賠償請求権を差し押さえ、優先的に債務の弁済を受けることができます。また、抵当権を設定していた家が火災保険に加入していたとしたら、抵当権者は保険会社が支払うべき保険金を差し押さえ、優先的に弁済を受けることができます。この場合の損害賠償請求権や保険金請求権は、質物や担保不動産がかたちを変えたものと考えることができるからです。

#### 表 質権と抵当権の違い

質権		抵当権
0	優先弁済的効力	0
0	物上代位性	0
不動産質以外は×	使用・収益を認めるか	0

# 気になるこの用語

物上保証人というのは、自分の財産を他人の 債務の担保に提供する者のことです。例えば、 質物の所有者は債務者とは限りません。民法342 条も「その債権の担保として債務者又は第三者 から受け取った物を占有し」とあります。自分以 外の者のために質物を提供する場合だってある のです。

#### (質権の内容)

第342条 質権者は、その債権の担保として 債務者又は第三者から受け取った物を占有 し、かつ、その物について他の債権者に先 立って自己の債権の弁済を受ける権利を有 する。

このように自分の所有物を質物に提供した第 三者のことを物上保証人といいます。抵当権の 場合も同じです。自分の債務ではなく、他人の 債務のために自分の家や土地などに抵当権を設 定したら、その者は物上保証人となります。

#### ● 流質と転質

耳にしたことはあるけれど……ハッキリとは 分からない。そんな質権についての用語も説明 しましょう。流質と転質という用語です。

流質とは、流質契約のこと。弁済前に、履行 できないときには質物の所有権で弁済すること を約束する契約です。一般に流質契約は禁じら れています(349条)。「足元を見る」なんて言葉 がありますが、困っている状況に付け込んで、債 務以上の価値がある質物を入れさせて、「払えな いときにはこれを丸々いただくからね」などと 契約を結ぶことを禁じたのです。もちろん、債 務を履行できない場合には、質物を競売した金 銭から債権者は優先的に弁済を得られます。し かし、得られるのは、元本、利息、保存のため の費用など民法346条で定められたものが原則 となります。お互いの合意で範囲を広げること はできても、流質は認められないのです。ただ、 商法や質屋営業法には流質契約禁止の例外規定 が定められています。そのため、質屋は、期限 が過ぎても貸したお金の弁済がされないと、質 物の所有権を手にすることができます。こうして手にした物は「質流れ品」と呼ばれ、質屋のショーウィンドーなどを飾る商品となります。

**転質**というのは、質権者がさらに別な人に質物を質入れすることです。AさんがBさんから預かっていた質物をCさんに質に入れるといったイメージです。転質には、Bさんの承諾を得て行う場合(承諾転質)もありますが、質権の期間内であれば、Bさんの承諾を得ないで行うこともできます。これを責任転質といいます。責任転質の場合には、転質しなければ生じなかった損害をAさんが負わなければなりません。たとえ、不可抗力で生じた損害であってもです。

#### 🦜 根抵当権

最後にちょっと不思議な抵当権である**根抵当 権**の話をしましょう。

個人商店のCは、多くの商品をDという問屋から仕入れています。一定期間ごとに大体同じ数量の商品を購入していますが、ときには、足りなくなった商品を追加で買う場合もあります。その度ごとに現金で支払いをすればいいのですが、少し面倒です。とはいえ、毎回「つけ」にされるのはDからすれば不安です。

こんなときに使えるのが根抵当権です。CとDとの取引から生じた債権を一定の限度額(これを「極度額」といいます)まで担保するため、Cの不動産などに抵当権を設定することができるのです(398条の2)。

普通は、ある債権があって、それを担保するため不動産などに抵当権を設定します。この場合、債権の額はもちろん確定しています。しかし、根抵当権の場合には、取引などを通じて生じた債権をまとめて担保します。ただ、いくらでも担保するわけではなく上限額があります。これが極度額と呼ばれるものなのです。

実は、わが家にも銀行の抵当権がついています。ローンを返済して、抵当権を消してもらったら、ホールケーキにろうそくを立てて、ささやかに「お祝い」しようと決めています。

# 相談情報ピックアップ -18歳で成人!

国民生活センター相談情報部

第34回

# 今、若者に伝えたい

# 「美容医療」を受ける前に確認すること

# 相談事例

- ①[10万円の全身脱毛]のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ「広告の施術は効果が低い。本来は70万円のコースを特別に60万円にする」と勧められ、契約してしまった。後悔してクーリング・オフを申し出たが、応じてもらえない。 (20歳代、男性)
- ②「二重まぶたの手術が1日で可能。手術当日に化粧できる」というSNS広告を見て、カウンセリングを申し込んだ。カウンセラーから「50万円の手術は腫れない」「一緒に目の下の脂肪吸引もやるとよい」と勧められ、90万円の契約を結んだ。そのまま当日に手術を受けたが、術後1週間経っても腫れが引かない。リスクの説明は無かった。 (20歳代、女性)

#### ●問題点とアドバイス

美容医療に関する消費生活相談では、美容に対する関心を持ち始める10~20歳代の若者からの相談が増加しています。

#### (1) その場で契約・施術をしない

美容目的の施術は多くの場合、緊急性がありません。「広告の施術は仕上がりが悪い」とほかの施術を勧められたり、「今日契約・施術すれば割引」とせかされたりする場合は要注意です。カウンセリング当日の契約や施術に、安易に応じないようにしましょう。

#### (2) 広告に禁止表現がないかチェック!

#### 違法な広告を出すクリニックと契約しない

クリニックが掲載する広告では、次のような 表現は法律により禁止されています。

- ・データの根拠が無い「満足度○%」「○○療法 の効果は99%」
- ・「モデルの△△さんが当院に来院しました!」
- ・「ビフォーアフター写真のみ」で、治療内容や 費用、リスクなどの詳細な説明が無い

・「キャンペーン実施中! 今なら〇〇円」「期間 限定50%オフ|

#### (3) 施術前にリスクや副作用をよく確認する

「痛みが少ない」「当日化粧できる」など、低リスクをうたう広告や説明をうのみにしないようにしましょう。施術前のカウンセリングでは、次の点を医師から説明してもらい、よく理解したうえで判断しましょう。

- ・術中の痛みの程度
- ・ダウンタイム\*の期間や起こり得る症状等
- ・合併症や後遺症の有無
- ・ほかの施術方法があるか
- ・使用する薬剤の名称や効能、副作用等

#### (4) 18歳で成人! 契約はじっくり検討しよう

成人になると原則として、一方的に契約をやめることはできません。特に美容医療は身体への侵襲行為が伴う契約になるため、カウンセリング当日の施術は避け、効果とリスクのバランスをみて慎重に検討することが重要です。

<sup>\*</sup> 治療後、施術内容によっては腫れやむくみ、痛み、内出血等が起こる場合があるが、こうした症状が落ち着いて、日常生活に戻れるまでの期間のこと 参考: 国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ〈No.1〉】美容医療サービスのトラブルー「10万円」のつもりが「70万円」の契約!? 即日施術は避け リスク等の確認を!-」(2021年5月13日公表) <a href="https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210513\_1.html">https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210513\_1.html</a>



# 戸建て住宅の建て替え工事が遅延。 損害賠償請求はできる?

#### 相談者の気持ち

戸建て住宅の建て替えのため、請負契約を結びましたが、人手不足のため工事が遅れ、引き渡しが3カ月ほど遅れました。損害賠償請求はできるでしょうか? 特に契約書に定めが無い場合は、どのように考えられるのでしょう?

#### 萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、 家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き 方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



損害賠償請求はできます。「引き渡しが3カ月ほど遅れた」というのですから、請負契約では引き渡し期日が定められていたのでしょう。 建築の請負契約では、引き渡し期

日が定められていないということは、普通はありませんからね。

損害賠償について、民法415条1項では、次のように定められています。

#### (債務不履行による損害賠償)

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない

期日に引き渡すことは「債務の本旨」の一部です。したがって、もし契約書に定めが無かったとしても、「債権者」(施主)は請負業者に対して損害賠償請求をすることができます。

むしろ問題になるのは、請求できる損害賠償 の範囲です。

工期遅延による「損害」とは、物件の引き渡し

が遅れたことによって、新たに負担せざるを得なくなった費用が、その中心でしょう。

もっとも、通常考えられる費用とは、工事が 遅れた3カ月間は仮住まいを余儀なくされる場 合がほとんどなので、その間の家賃と引っ越し 諸費用です。

仮に、家賃月額10万円の仮住まいに引っ越 して3カ月間を過ごしたとすれば、

10万円×3(カ月)=30万円

それから、引っ越し諸費用ですね。

契約書には損害賠償の定めが無かったとのことですが、実務的にいうと、既に印刷されている契約書に記載されていて、損害賠償について定められている場合も多いのです。

通常、引き渡しが遅れた場合の損害賠償額については、「1日当たり〇〇円を支払う」あるいは「1日当たり工事代金額の〇%」という定め方になります。

実質的には、施主側が支払う請負代金額から、この損害賠償額を差し引くということになります。ただし、この定め方は多くの場合に、実際の損害額よりも相当に低いことが多く、それが問題になるケースが多いのですが、契約書に記載されていると、この定めが有効になってしまいます。その意味では、契約書に記載が無い場合は、施主側に有利といえるでしょう。



# 暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

# 中古マンション売買売主の修補済み雨漏り歴の不告知による不法行為責任(慰謝料)を肯定した事例

宅地建物取引業者(以下、宅建業者)の仲介で、売主(別の宅建業者)から中古のマンション1室を購入したが、入居後雨漏りした。この部屋に雨漏り歴があり、それを修補したことを売主は知っていたが買主に隠していた。そこで買主が売主に対して錯誤、詐欺、消費者契約法(以下、消契法)4条1項1号または債務不履行による契約解除と、不法行為または債務不履行に基づく損害賠償を、仲介業者に対しては債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を求めた。判決は、売主に対する説明義務違反に基づく不法行為による慰謝料請求のみを認め、ほかは棄却した。(東京地方裁判所令和2年2月26判決、LEX/DB掲載)

【本件は平成29年法律第44号による改正前の民法が適用される事案である。ここでは改正前民法を旧民法、改正後の民法を現民法

とする】

原告:X(消費者・マンション買主)

被告:Y1(宅建業者・マンション売主)、Y2(宅 建業者・本件マンション売買の仲介業者)

A:本件マンションの元所有者・Y1に売却

B:Y1の担当者

C:Y2の担当者

D: 本件の雨漏りを修補した事業者

# 🖍 事案の概要

Y1(宅建業者)は2015年4月上旬、A所有のマンション1室(以下、本件マンション。1978年建築・7階建ての6階)をAから購入した。その際Aから「過去に雨漏りがあった。箇所:リビング」「修理:済」「平成27年4月頃」と記載のある報告書の交付と説明を受けた。Y1担当者Bが天井の状況を確認したが問題は見当たらなかった。

Xは、2015年7・8月頃、Y2(宅建業者、仲介業者)から物件の紹介を受け、本件マンションを2回内覧し、駅から近いなど条件もよく、Xが予算額を示すと当初の販売価格からXの予算額まで値引きされたので、購入を決め申し込んだ。

Y2の担当者Cが売買に先立ち、本件マンションの管理会社に対し修繕履歴等を照会したところ、修繕工事履歴はあるが、管理組合として履

歴・記録の管理をしていない旨の記載のある報告書を得た。Cは管理会社に電話確認もし、さらに管理会社およびマンション管理人に管理組合の総会議事録の開示を求めたが応じてもらえなかった。CはY1に対して修繕履歴等を確認し、「雨漏り:現在まで雨漏りを発見していない」「給排水管の故障:発見していない」「漏水等の被害:無」「専有部分の修繕の履歴に関する資料:無」に丸のある報告書を得た(以下、本件報告書)。

2015年8月上旬、XはY2支店で売買契約に 先立ちCから重要事項説明書記載内容の説明を 受け、その際Cは本件報告書の内容にも言及し た。CはY1から雨漏りの修繕履歴について聞い ておらず、本件報告書にも雨漏りが発見されて いない旨記載されていたため、Xに対し、報告 書記載のとおり現在まで雨漏りは発見されてい ない旨説明した。ただし重要事項説明書の「その 他」欄に「共用部分の維持修繕の記録は管理会社に照会しましたが、当該記録は保存されていないとの回答を得ています…(中略)…ただし、記録が保存されていない場合でも、過去に維持修繕がなされている場合もありますので、あらかじめご承知おきください」と書き加え、修繕履歴が存在する可能性があることも併せて説明した。それからBはXに対し本件報告書に記載のとおり読み上げて口頭で説明した。そのうえで、XはY2の仲介でY1と本件マンションの売買契約(代金1200万円)を締結し、8月下旬に引き渡しを受けた。

2015年10月上旬にXは本件マンションに引っ越したが、5日目の朝、リビングの天井から水が落ち、その下のソファが濡れていることを発見し、桶で水を受けるようになった。Xは管理組合とCに連絡し、Cが状況を確認して管理会社に連絡して修補を依頼し、管理会社がビニールを貼るなどの応急措置をした。同月中旬に管理組合理事長とDが来訪し天井を調査した際に、XはDから2014年10月および2015年4月にも雨漏りがあった事実を初めて聞かされた。その4日後にXはCに売買契約解消の意向を示し、その後、Y1が雨漏りと修補歴を把握していたことが明らかにされた。

Xが本件提訴後の民事調停で、調停委員会は雨漏りの原因について、本件マンションの7階の部屋のサッシ(網戸レール等)に設けられた水抜き穴から雨が浸入し、長期間の経過による毛細管現象により浸水した結果、6・7階間のコンクリート躯体部分に水路ができ、水路を通って天井部分の亀裂から水が漏れたと推測されると判断している。この水抜き穴、6階の天井の亀裂およびその間の水路部分は、いずれも共用部分に該当する。調停委員会はこの雨漏りの修補であり、その修補費用は総額約23万円であると算定した。他方管理組合は、この雨漏りの修繕を同組合の費用で行う意思がある旨回答している。しかしXは、本件マンション自体の修繕に

ついて断り、結局雨漏りの修繕はされていない。

Xは訴訟において、Y1に対して錯誤無効、詐欺取消し、消契法4条1項1号による取消し、または債務不履行による契約解除を根拠とする売買代金の返還と、不法行為または債務不履行に基づく損害賠償(約274万円)を、Y2に対しては債務不履行または不法行為に基づく損害賠償(合計約1474万円の連帯支払い)を求めた。

# **建**由

本判決は、契約関係の解消についてはすべて 否定し、損害賠償については次のとおり、Y1に 対する慰謝料のみ認めた。

### 1. Y1の説明義務違反による不法行為に基づ く損害賠償請求の成否

#### (1)不法行為責任の有無

Y1は、Xに対し、本件マンションに雨漏り歴があるのに、それが無い旨事実と異なる説明をし、かつ、雨漏り歴を知りながら故意に隠したものであって、これは信義誠実の原則に著しく反するものである。Y1の前記虚偽の説明は、不法行為と評価するのが相当であり、不法行為に基づく損害賠償請求権により、Xが被った損害を賠償する責任を負うというべきである。

#### (2) 因果関係および損害の有無とその額

Y1の説明(不法行為)が無ければ、Xが本件売買契約の意思表示をしなかったとまでは認められない。他方で、Xは、Y1の虚偽の説明により、一部誤った情報をもとに購入の判断を余儀なくされる不利益を被ったものであり、これにより精神的苦痛を受けたと認められるから、慰謝料の発生は是認し得ると解される。そこで、慰謝料額について検討すると、Y1は、雨漏り歴を故意に隠蔽したものであって、宅建業者としての信頼を著しく損なう行為であり、また、その原因はBが単に失念したに過ぎない旨容認し難い弁解に終始していることをも踏まえると、非常に悪質であるといえる。

### 2. Y2の説明義務違反による債務不履行また は不法行為に基づく損害賠償請求の成否 (Y2が本件雨漏り歴を認識しまたは認識 し得たか)

Y2は、売買契約に先立ち、管理会社および本件マンションの管理人に対し、管理組合の総会議事録について開示を求めたが、これに応じてもらえなかったこと、Y1に対し、本件マンションの修繕履歴を確認し、雨漏り歴が無い旨の回答を得たことが認められる。そして、Cは、雨漏り歴を知らないまま、Xに対し、本件報告書に触れながら、現在まで雨漏りは発見されていない旨説明したものと認められる。

これらの事情を総合すれば、Y2は、仲介業者として、一応の調査を尽くしたものと評価できるうえ、Y1は宅建業者であって、通常、虚偽の回答をするとは考えにくいから、その回答に信を置くこともやむを得ないというべきであって、Y2が本件雨漏り歴を認識しまたは認識し得たということはできない。



### 1. 契約関係解消に向けた主張について (1)問題点

本件には購入した中古マンションに ①雨漏りとその修繕歴があったことと、②現実に雨漏りしたこと(雨漏りする瑕疵・欠陥があったこと)の、2つの問題がある。Y1は①は知りつつXに対して故意に隠して売却し、他方②については修補され問題なかったと認識していたようである。本判決は、Y1が①を故意に隠したこととその態様から不法行為を認めた。ただし損害賠償の範囲を慰謝料に限定し、Xが求めていた売買代金や、契約費用、仲介手数料、不動産取得税、引越し費用、管理費等は因果関係を認めなかった。慰謝料以外認めなかった理由は、Y1のこの不法行為が無ければXは売買契約の意思表示をしなかったとは認められないとした点にあるが、

その根拠を詳細には述べていないので、不法行為を認定する前に判断された詐欺、消契法4条1項1号、錯誤の成立否定理由を参考にするしかない。

#### (2)詐欺取消し

詐欺取消し(旧民法96条1項)について本判決。 は、①雨漏り歴を故意に隠したことからXを欺 問して錯誤に陥れようとする第1段の故意は認 めたが、修繕済みであれば生活に特段の問題は 無く購入の判断を左右しないとして、錯誤によ りXの契約締結の意思を決定させようとする第 2段の故意を否定し、詐欺取消しを認めなかっ た(この点は現民法も同様であろう)。

#### (3)消契法による取消し

消契法4条1項1号の取消しについて、Xの ①の雨漏り歴の存否は「重要事項」であるとの主 張に対し、判決は雨漏り歴の存否自体はそれが 修繕済みならば売買契約締結後の居住環境に直 ちに影響を及ぼさず、社会通念に照らし一般平 均的な消費者の契約締結の判断を左右しないと して否定した。

#### (4)錯誤無効

錯誤については、まず動機の錯誤(①②に関す る誤認は来歴・性状の錯誤であるため、旧民法下 の判例で動機が表示され売買契約の内容となっ ていたかが問題となる)の判断において、XがC に対して従前の雨漏り発生の有無を確認したり、 今後も雨漏り等の発生のおそれの無い物件を注 意して選定したりしたわけではないことから、 動機が法律行為の内容になっていないとしてい る(動機の錯誤は現民法95条1項2号で法律行 為の基礎とした事情に関する錯誤となり、同2 項でその事情が法律行為の基礎とされているこ とが表示されたときに限り取消し可能と明文化 された)。また、錯誤の要素性(旧民法95条)の 判断につき本判決は、②の現実に雨漏りする状 態にあることに関して、この雨漏りが修繕可能 な軽微なもので、しかも管理組合が費用負担す べきもので自己負担の必要は無く、管理組合自

身も修繕の意向を示していてXが望めばすぐ修繕されるので、築年数(37年)も考えると客観的な価格に対する影響はほとんど無いとして、錯誤が無かったなら通常人であっても本件売買契約の意思表示をしなかったと認められるほどこの錯誤が客観的に重要であるとはいえないとしている(要素性について現民法95条1項は「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの」と定めており、同様の判断となろう)。

以上から、Y1の不法行為がなければXは売買契約の意思表示をしなかったとは認められなかった理由として、①に関しては修繕によって居住に支障が無いことが、②については修補が可能でしかも費用負担が買主に無いことと築年数が影響すると考えられる。さらにXが契約締結に際し雨漏りの有無を明示的に確認等していなかったことも影響しているだろう。

確かにマンションに雨漏り歴があっても修繕 済みなら居住環境に影響は無い。しかし雨漏り は建物の基本性能にかかわる事項で、重要な情 報である。また居住用マンション購入に際し、 雨漏りなど建物の基本性能について逐一確認を しなければその事項は重視していないと判断で きるのだろうか。本件の築年数を加味しなけれ ば、肯定できないと考えるべきであろう。

#### 2. 瑕疵担保責任

(5)小括

②に関する旧民法570条の瑕疵担保責任をXは訴訟では主張していない。瑕疵担保責任は改正で大きく変わった。現民法によるなら、雨漏りが現民法562条のいう契約不適合と認められれば、同条の追完請求権をはじめ、代金減額請求権(563条)、損害賠償請求権・解除権(564条)行使の余地がある。もっとも本件では雨漏りの存在が「契約不適合」となるかは難しい。本判決は、雨漏りするという不完全な状態での引き渡し(不完全履行)に基づくXの解除の主張も否定した。築37年の中古物件という特定物売買で、売買契約書にも「本物件は中古物件につき、設

備等については、経年変化及び使用に伴う性能低下・キズ汚れ等があります」との約定があるので、引き渡しをすべき時の現状において引き渡すこと(旧民法483条)が債務内容であるとしたのである。現民法483条は特定物の引き渡したのである。現民法483条は特定物の引き渡したのき「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべらまり、とき」には現状引渡しとなる旨定めている。判決指摘の事情を勘案すると、現民法でも現状引渡しとなる可能性がある。また、たとえ契約不適合が認められても、Xが望んだ解除権行使のためには、現民法564条、541条により562条の追完請求(本件では修補請求)を先行する必要があり、管理組合が修補の意向を示している以上、解除は難しい。

#### 3. 総括

このとおり、Xが求めた契約の解消とそれによる代金の返還等はすべて否定されたが、買主に修補費用の負担さえ必要ない本件で、①を故意に隠して売った売主に対する慰謝料請求が認められたことは評価できる。本件では売主も宅建業者であること、現実に雨漏りしたことなど特殊な事情もあるが、雨漏り歴の秘匿が不法行為の内容であり、先例の1つとなろう。

不動産取引において売主の損害賠償責任を肯定した近時の判例として、例えば参考判例①が挙げられる。また、不動産取引の媒介業者に対する説明義務違反による損害賠償を認めた近時の判決として、参考判例②以下がある。

#### 参考判例

- ①東京地裁平成15年5月16日判決(『判例時報』 1849号59ページ)
- ②東京地裁令和2年2月18日判決(LEX/DB)
- ③東京地裁平成30年10月24日判決(LEX/DB)
- ④東京地裁平成30年3月19日判決(LEX/DB)
- ⑤東京地裁平成30年1月31日判決(LEX/DB)

# 誌上法学講座

改めて学ぶ製造物責任法(PL法)



# 欠陥と因果関係の立証(1)

一立証負担の軽減ー

朝見 行弘 Asami Yukihiro 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している

# ◇立証責任と証明度

製造物責任訴訟において被告となる事業者の 製造物責任が認められるためには、原告となる 消費者において、製造物責任法に定められた要 件である事実を主張立証し、裁判所にそれらの 事実が存在することの心証(確信)を形成させな ければなりません。これに対し、被告である事 業者も、同様に、製造物責任法に定められた要 件としての事実を主張立証し、裁判所の心証を 形成することによって、賠償責任を負わないと する裁判所の判断を求めることになります。そ して、製造物責任法の定める各要件について、 原告または被告のいずれが立証しなければなら ないのかは、自己に有利な法律効果の発生要件 となる事実について立証すべきものとする法律 要件分類説が基本的な考え方とされています。 自己に有利な法律効果の発生要件となる事実で あるか否かは、法律における条文の構造によっ て定まるものとされており、これら各事実につ いて立証すべき当事者が、その立証をすること ができず、裁判所の心証を確立できなかった場 合には、その事実が認められないことの不利益 を甘受しなければならないという「立証責任」を 負うことになります。

事実の立証については、自由心証主義という考え方が採られており、どのような証拠を取り調べ

るのか、取り調べた証拠の証明力については、裁 判所の自由な心証に委ねられています(民事訴 訟法247条)。そして、立証の対象となる事実の 存在を認めるために必要とされる証明度(心証の 程度)は、立証の対象となる事実の存在について 「通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確 信を持ちうるもの」(ルンバール事件)\*1である ことを要するものと解されています。「通常人が 疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちう るもの」とは、その事実の存在について「高度な蓋 然性 が認められることを意味し、数値で示すこ とは必ずしも適切ではないものの、一般には、お よそ70~80%の確信をいうものとされていま す\*2。アメリカの民事訴訟における立証が、「証 拠の優越(preponderance of evidence)」を原 則とし、事実の存否について50%を超える心証 の形成をもって足りると解されていることと比 較すれば、わが国においては、極めて高度な立証 が要求されているものということができます\*3。

製造物責任法3条によれば、その賠償責任の請求原因事実は、①被告が「製造業者等」(2条3項)に該当すること②被告が「製造物」(同条1項)を引き渡したこと③引渡し時点において「製造物」に「欠陥」(同条2項)が存在したこと④原告が一定の権利あるいは保護法益を有していること⑤損害の発生およびその数額(金額)⑥前記③と⑤との間に因果関係が存在することであ

<sup>\*1</sup> 最高裁昭和50年10月24日判決「最高裁判所民事判例集』29巻 9号1417ページ。ルンバール事件は、医師が化膿性髄膜炎の治療として行ったルンバール(腰椎穿刺[ようついせんし]による髄液採取とペニシリンの髄腔内注入)の施術による後遺症をめぐる医療過誤訴訟であり、被告が本件障がいは化膿性髄膜炎の再燃によるものであると主張したのに対し、本判決は、訴訟上の因果関係の立証について、「一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明すること」であると判示している。なお、証明度について、村上博巳「民事裁判における証明責任』1ページ以下(判例タイムズ社、1980年)参照

<sup>\*2</sup> 伊藤滋夫『事実認定の基礎-裁判官による事実判断の構造(改訂版)』172ページ(有斐閣、2020年)

<sup>\*3</sup> アメリカにおいても、刑事訴訟においては、「合理的な疑いを超えた(beyond a reasonable doubt)」立証がなされない限り、被告人を有罪とすることはできないものとされている





り、原告は、これらの事実について、主張立証 責任を負うことになります。

製造物責任法が施行されるまでの主要な賠償責任の請求根拠であった民法709条は、製造業者等の「過失」を責任要件としています。製造物責任法は、その責任要件を「過失」から「欠陥」へと転換しましたが、その立証責任が原告にあることに変わりは無く、製造物について十分な知識や情報を持たない消費者にとって、製造物責任の「欠陥」を立証することは依然として困難であり、因果関係とともに立証負担の軽減が求められています。

# ≫立証負担の軽減

立証の問題は、すべての民事訴訟にかかわるものであることから、製造物責任についてのみ証明度を引き下げることは妥当性を欠くものであり、自由心証主義に基づく裁判所の自由な心証形成に干渉するものとして許されないものとされています\*4。

製造物責任法の立法化に当たって主張された多くの立法提案は、いずれも欠陥および因果関係の推定規定を設けています\*5。これは立法上規定された前提となる事実が立証された場合において欠陥あるいは因果関係の存在が立証されたものとする法律上の推定であり、これによって立証責任が被告に転換し、製造業者等において欠陥あるいは因果関係の不存在を立証しない限り、その存在が認められることになります。しかし、製造物責任法は、①法律上、一律に一定の事実に基づく推定を認めることは、被害者の立証負担の軽減という目的を超えるおそれがある②個々の事案ごとの事情を問わず、一般的にそれらの事実の存在を推定することを根拠

づけるだけの経験則が存在しない ③このような推定規定を設けることは、不法行為一般における損害賠償の体系を崩すおそれがある ④被害者の立証負担の軽減については、個々の事案に即して、適切な事実認定や事実上の推定を活用することが実務上妥当であるなどを理由として、法律上の推定規定を設けていません\*6。

製造物責任法が欠陥や因果関係に関する法律上の推定規定を設けなかったことから、原告の立証負担を軽減する考え方として、「事実上の推定」の活用が主張されるようになりました。事実上の推定とは、ある事実を直接に証明することが困難である場合において、その事実を推認させるような経験則上の事実(間接事実)を立証することにより、立証しようとする事実(主要事実)が立証されたものと推定しようとするものです。しかし、事実上の推定は、裁判所の自由心証の範囲内において立証負担の軽減を図るものであり、法律上の推定と異なって、立証責任の転換をもたらすものではありません。

法律上の推定を覆すためには、製造業者等が 欠陥や因果関係の不存在を立証する必要があり ますが、事実上の推定の場合には、製造業者等 において、原告の立証する間接事実を真偽不明 の状態に陥れること(直接反証)、あるいは他の 間接事実を立証することによって主要事実その ものを真偽不明の状態に陥れること(間接反証) をもって推定が覆されることになります。

## 欠陥原因の特定

製造物責任法において、欠陥とは「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」(2条2項)をいうものと定義されており、これは事実概念ではなく、裁判所による価値評価を必要と

<sup>\*4</sup> 楠本安雄「事実的因果関係とその立証」木村保男編「現代実務法の課題』253-254ページ(有信堂、1974年)。なお、公害訴訟における因果関係について蓋然性(相当程度の可能性)の立証をもって足りるとする考え方(蓋然性説)につき、徳本鎮『企業の不法行為責任の研究』130-132ページ(一粒社、1974年)、前橋地裁昭和46年3月23日判決「判例時報」628号25ページ参照

<sup>\*5 1990</sup>年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第5、第6 (1990年私法学会報告者グループ編『製造物責任の現状と課題』別冊 NBL24号) 132ページ(商事法務研究会、1992年)、日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」5条(1990年私法学会報告者グループ編・前掲書) 163ページなど参照

<sup>\*6</sup> 第129回国会衆議院商工委員会議録5号34-35ページ(1994年)[升田純説明員]、第129回国会衆議院商工委員会消費者問題等に関する特別委員会連合審査会議録1号6ページ(1994年)[升田純説明員]、第129回国会参議院商工委員会会議録7号24ページ(1994年)[升田純説明員]など





する規範的概念(評価概念)であるということが できます\*<sup>7</sup>。

規範的概念については、その規範的評価それ 自体ではなく、これを根拠づける具体的事実(評価根拠事実)が立証の対象となる主要事実であるとする考え方(主要事実説)が一般的であるということができます\*8。しかし、実務においては、抽象的概念である規範的要件それ自体が主要事実であり、その基礎となる具体的事実を重要な間接事実としてとらえる考え方(間接事実説)も少なくないとされています\*9。

欠陥の立証をめぐっては、その欠陥原因をどこまで具体的に特定しなければならないのかが問題となりますが、専門的な知識や情報を持たない原告にとって、具体的な欠陥原因を特定することには大きな困難が伴うものといわざるを得ません。そして、これは、規範的要件を基礎づける具体的な評価根拠事実を主要事実と解するか(主要事実)、あるいは規範的要件それ自体を主要事実と解するか(間接事実説)によって異なるものではありません。

事実上の推定は、通常の用法に従って製造物を使用していたにもかかわらず、身体や財産に被害を及ぼす異常が発生したことを立証することにより、製造物に損害を引き起こす何らかの

性状(欠陥原因)が存在したことを推認するものです。したがって、事実上の推定を用いることにより、主要事実説においては、主要事実である評価根拠事実としての欠陥原因が推認され、間接事実説においては、主要事実である欠陥を推認する間接事実としての欠陥原因が推認されることになります。

## 因果関係の推定

欠陥と損害発生との間の因果関係(事実的因果関係)についても、その立証責任は原告にあり、証明度として高度な蓋然性が必要となることは欠陥の立証と同様です。欠陥の立証は、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをもってその対象としていますが、その安全性の欠如は発生した損害を引き起こす製造物の性状でなければならず、製造物の性状と損害発生との間に因果関係が存在することの立証と切り離すことができません。製造物の性状によって発生した損害と同一の損害が発生するという意味においての一般的因果関係の存在は、欠陥の立証の先決事項であり、それを前提として、当該事故の原因としての欠陥と損害との具体的因果関係の立証が問題とされることになります。

欠陥について事実上の推定がなされる場合に

#### コラム 主要事実・間接事実と弁論主義

主要事実とは、訴訟上の請求(訴訟物)である権利関係の発生・変更・消滅という法律効果の発生に直接必要な事実(要件事実)を意味し、間接事実とは、主要事実の存否を経験則上推認させる事実をいう。主要事実には弁論主義が適用され、間接事実にはその適用がないとされている点において大きく異なる。弁論主義とは、裁判の基礎となる事実および証拠については当事者の権能および責任とする民事訴訟の基本原理であり、その具体的内容は、次の3つとされている。

#### (弁論主義)

- (1)第1テーゼ:裁判所は、当事者が口頭弁論において主張しない事実を判決の根拠とすることはできない(主張責任)
- (2)第2テーゼ:裁判所は、当事者に争いの無い事実については、当然に判決の基礎としなければならない(自白の拘束力)
- (3)第3テーゼ:裁判所による事実認定の基礎となる証拠は、当事者が申し出たものに限られる(職権証拠調べの禁止)

- \*8 司法研修所編『新問題研究 要件事実 付-民法(債権関係)改正に伴う追補-』141ページ(法曹会、2020年)
- \*9 司法研修所編『民事判決起案の手引』(法曹会)は、その7訂版43ページ(1988年)において、抽象的概念(規範的概念)については、その基礎となる具体的事実が主要事実であるのか間接事実であるのかは見解の分かれるところであるとしたうえで、間接事実説に立つ場合でもその具体的事実を摘示すべきであろうと述べていたが、8訂版46ページ(1999年)、9訂版45ページ(2001年)、10訂版45ページ(2006年)、10訂版[補訂版]45ページ(2020年)では、「実務においては、間接事実説に立ったうえで、右(上記)具体的事実を重要な間接事実として摘示する例も少なくない」との記述が追加されている

<sup>\*7</sup> 橋本英史「製造物責任法における欠陥の要件事実とその立証(上)」「判例時報』1553号8ページ(1996年)、賀集唱「裁判実務の観点からみた製造物責任法」「NBL」561号8ページ(商事法務研究会、1995年)、伊藤滋夫「裁判規範としての民法に関する一考察ー製造物責任法を題材として」小野幸二教授還暦記念論集『21世紀の民法』13ページ(法学書院、1996年)など。なお、欠陥を規範的概念ではなく事実概念としてとらえるものとして、升田純『詳解製造物責任法』438ページ以下参照(商事法務研究会、1997年)



おいては、その推認される欠陥原因が因果関係の起点となりますが、専門的な知識や情報を持たない原告にとっては、この立証も困難であるといわざるを得ません。そこで、ここにおいても、事実上の推定の応用が考えられています。すなわち、推認される欠陥原因によって通常生じ得る損害と同一の損害が発生したことの立証をもって、欠陥と損害発生との間の因果関係の存在が推認されることになります。何をもって推認される欠陥原因によって通常生じ得る損害ととらえるのかについては、経験則上、推認される欠陥原因による損害の発生が矛盾なく説明できることで足りるものと考えられます。

### 欠陥の存在時期

製造物責任に関するEU指令\*10は、「事情を考慮した結果、製造物が製造業者によって流通過程に置かれた時点において、損害を惹起した欠陥が存在せず、またはその後に欠陥の生じた蓋然性が高いこと」(同指令7条b号)をもって、被告の抗弁として規定しています。したがって、原告は損害が発生した時点において欠陥が存在したことを立証すれば足り、製造物が流通過程に置かれた時点において欠陥が存在しなかったことについて被告が立証責任を負っています。

わが国の製造物責任法は、EU指令と異なって、このような被告の抗弁を規定しておらず、原告において、製造物の引渡し時において欠陥が存在したことを立証しなければなりません。製造物責任法をめぐる立法提案は、いずれも欠陥の存在時期に関する何らかの推定規定を定めていましたが\*11、立法化に当たっては、第14次国民生活審議会の答申は「原告が流通開始時の欠陥の存在を証明することを原則としつつ、

裁判上事案に応じて事実上の推定の柔軟な活用によって部分的に被告に証明負担を負わせるようにする方法が具体的妥当性を有する」\*12として、法律上の推定を設けることに否定的な見解を示していました。

製造物は、製造業者等によって引き渡された 後において改造や修理が加えられ、あるいは経 年劣化を生じる可能性を有しており、それらに よって損害が発生した可能性を否定することは できません。したがって、損害発生時において 欠陥が存在したとしても、その欠陥が製造物の 引渡し時に存在していたという経験則が当然に 成立するものではありません。

損害発生時における欠陥の存在を立証することにより、製造物の引渡し時における欠陥の存在を事実上推認するためには、その前提事実として、製造物につき改造や修理などが介在していないこと、製造物の劣化が考えられないような合理的な利用期間内に損害が発生したことなど他原因の介在を否定するのに足りる事実の立証が必要となるものと考えられます。

### 証拠開示義務

製造物責任訴訟において原告の立証負担が過 大となっているのは、製造業者等と比べて原告 が専門的な知識や情報を有していないことに加 え、事故についての証拠などが製造業者等に偏 在していることも大きな要因であるということ ができます。この点において、経験則に依拠し た事実推定則の活用に加え、製造業者等による 証拠開示あるいは文書提出などの適切な運用が 求められます。

次回は、欠陥や因果関係などの立証をめぐる 裁判例の対応について検討することにします。

<sup>\*10 「</sup>欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令(COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products [85/374/EEC]) ]

<sup>\*11</sup> 日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」5条2項(1990年私法学会報告者グループ編・前掲\*5)163ページ、製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」5条2項(1990年私法学会報告者グループ編・前掲\*5)153ページなど。なお、1990年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第8第2号(1990年私法学会報告者グループ編・前掲\*5)133ページは、EU指令と同様、製造物が流通に置かれた時点に欠陥が存在しなかったことを被告の抗弁として規定している

<sup>\*12</sup> 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について(II)』(大蔵省印刷局、1994年)17-18ページ





# 啓発用リーフレットのお知らせ

若者向けの啓発用リーフレットを作成しました。 国民生活センターウェブサイトに掲載しておりますので、 ぜひ印刷してご活用ください!

●ウェブ版「国民生活」2022 年 3 月号 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202203\_I5.pdf

過去の啓発用リーフレットのバックナンバーも 掲載しております。あわせてご活用ください。

●啓発用リーフレット バックナンバー https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-yattem.html

